

特定震災特例経営強化計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第 11 条第 2 項)

平成 23 年 12 月



相双信用組合

特定震災特例経営強化計画 目次

はじめに	・・・	1
第1 特定震災特例経営強化計画の実施期間	・・・	2
第2 経営指導契約の内容	・・・	2
(1) 契約期間		
(2) 指導及び助言		
(3) 報告の提出		
(4) モニタリング及び監査		
第3 損害担保契約の内容	・・・	3
第4 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として 業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	・・・	3
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として 業務を行っている地域における経済の活性化に資するための 方針	・・・	3
① 福島県の経済情勢		
② 東日本大震災による影響		
③ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として 業務を行っている地域における経済の活性化のための基本 的な取組姿勢		
(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	・・・	8
① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のため の方策		
② 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証する ための体制		
③ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小 規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充 実のための方策		
(3) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとす る被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策	・・・	12
① 被災者への信用供与の状況		
② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大 震災からの復興に資する施策		
(4) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化 に資する方策	・・・	22
① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のた		

めの方策	
② 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能の強化のための方策	
③ 早期の事業再生に資する方策	
④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策	
第5 全信組連による優先出資の引受に係る事項	・・・ 24
(1) 優先出資の金額・内容	・・・ 24
(2) 金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方法	・・・ 25
① 必要資本額の根拠	
② 当該自己資本の活用方法	
第6 剰余金の処分の方針	・・・ 26
第7 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	・・・ 26
(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針	・・・ 26
① ガバナンス体制	
② 内部統制基本方針に基づく監査	
③ 強化計画の進捗管理	
(2) 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針	・・・ 27
① 内部監査体制	
② 外部監査体制	
(3) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況並びにこれらに対する今後の方針	・・・ 27
① 信用リスク管理	
② 市場リスク管理	
③ 流動性リスク管理	
④ オペレーショナル・リスク管理	
⑤ 情報開示の充実	

はじめに

相双信用組合（以下、「当信用組合という。」）は、福島県の浜通りの相馬市、南相馬市、いわき市、相馬郡、双葉郡を営業エリアとする協同組織金融機関です（なお、平成23年11月21日付けで宮城県の名取市・岩沼市・角田市・柴田郡柴田町・亘理郡・伊具郡を新たな営業エリアとすることについてご承認を頂いております）。中小商工業者や勤労者などの組合員の為に、相互扶助の精神の下、地域社会への奉仕を行うことを経営理念として、昭和26年11月26日に相馬市に設立致しました。今年度で60周年となり、その間、地域の経済発展に鋭意努力をして参りました。

そのような中、平成23年3月11日14時46分、三陸沖牡鹿半島の東南東130km付近を震源域として宮城県沖・福島県沖・茨城県沖と海底プレートが連動した、わが国観測史上最大のマグニチュード9.0の巨大地震が東日本を襲いました。その後に発生した大津波がさらに被害を甚大にしました。当信用組合の主要な営業エリアであります相馬市を含めた県内外に未曾有の被害をもたらし、さらに、原発事故の影響も加わり、商工業・水産業・農業等の業種を問わず、当信用組合のお客様にも甚大な被害が生じております。

このような事態を受け、当信用組合では、直接・間接的に被災されたお客様を含め、地域の中小規模事業者や個人の皆様方に対し、十分な金融仲介機能を発揮していくことが、地域経済の復興と活性化に不可欠であると考え、また、そのような取組みが強く求められているものと認識しております。

かかる使命を十分に果たしていくため、当信用組合では、今般、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」という。）附則第11条に規定する特定震災特例協同組織金融機関として資本支援を受けるべく、信用組合業界の系統中央機関である全国信用協同組合連合会（以下、「全信組連」という。）を通じ、資本支援の要請を行うことと致しました。

今後は、財務基盤の強化と、東日本大震災からの復興支援及び地域の中小規模事業者等への信用供与の円滑化に向けた態勢を整え、本経営強化計画に基づいた諸施策に取り組んで参ります。

第1 特定震災特例経営強化計画の実施期間

当信用組合は、金融機能強化法附則第11条第1項第1号の規定に基づき、平成23年4月から平成28年3月までの特定震災特例経営強化計画（以下、「強化計画」という。）を実施致します。

なお、今後強化計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合には、遅滞なく全信組連を通じて金融庁に報告致します。

第2 経営指導契約の内容

（1）契約期間

当信用組合では、全信組連との間で、金融機能強化法附則第11条第1項第2号の規定に基づき、経営指導契約を締結致します。

当該契約の締結日は、同法第26条の規定に基づき、全信組連が買取りを求め、信託受益権にかかる優先出資のうち、当信用組合が発行するものの払込期日とし、期日は同法附則第16条第3項に基づく経営が改善した旨の認定または同法附則第17条第2項に基づく事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定のいずれかを申請する日までとすることとしております。

（2）指導及び助言

当信用組合では、経営指導契約に基づき、全信組連より、被災債権の管理及び回収に関する指導その他業務の改善のために必要な指導及び助言を受け、これに基づいた適切な業務実施を行っていくこととしております。

（3）報告の提出

当信用組合では、経営指導契約に基づき、全信組連からの求めに応じ、自らの業務及び財産の状況に関する以下のような報告を適時・適切に行って参ります。

- ◇ 特定震災特例経営強化計画の履行状況報告書（半期毎）
- ◇ 被災債権の管理・回収に関する報告等（半期毎）
- ◇ 各期末における財務諸表等（半期毎）
- ◇ その他業務及び財産の状況にかかる報告（随時）

（4）モニタリング及び監査

当信用組合では、経営指導契約に基づき、全信組連による、強化計画の進捗状況等にかかる定期または随時のモニタリングを受けるとともに、原則として毎年、全国信用組合監査機構（以下、「監査機構」という。）による監査を受けることとしております。また、当信用組合は、モニタリング及び監査に協力

し、必要な指導・助言を受けることとしております。

第3 損害担保契約の内容

金融機能強化法附則第19条第1項において、事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定を受けた特別対象協同組織金融機関等は、預金保険機構に対し、被災債権の譲渡その他の処分について締結した損害担保契約により生じる損失の一部を補てんするための契約の締結を申し込むことができるとされておりますが、当信用組合は、現時点では、被災債権の譲渡その他の処分について損害担保契約を締結することは想定しておりません。

また、将来において、損害担保契約が必要とされる場合には、慎重な検討を行い、対応を図って参ります。

第4 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

①福島県の経済情勢

福島県は、南から北へ連なる阿武隈高地と奥羽山脈によりまして、会津・中通り・浜通りの3つの地区に分けられています。福島県では、全国12位の総生産額である農業が主要産業ではありますが、同じ福島県でありまして、この3地区は気候の違いもあり、夫々において産業構造に違いがあります。自然環境豊かで温泉の多い会津地方は観光を目玉としており、首都圏より交通アクセスの良い中通りは他地区に比して人口も密集し、商工業も盛んな地区です。一方、当信用組合が立地する浜通りは、2つの地区に無い水産業を含みますが主要産業は農業です。さらに、福島第一・第二原子力発電所や原町・広野火力発電所等を擁することから、電力業界に関連する企業が多数あります。

当信用組合の主たる営業エリアは、浜通りの中でも相馬地区と双葉地区からなる相双地域であり、相馬地区は農業と水産業、双葉地区は立地する原子力発電所や火力発電所の保守・建設等に伴う建設業やサービス業、宿泊業等を主力産業としております。近年においては、常磐道の延伸や相馬港の整備による企業誘致や東京電力の原子力発電所の増設を目玉として、地域経済の活性化を目指して参りました。

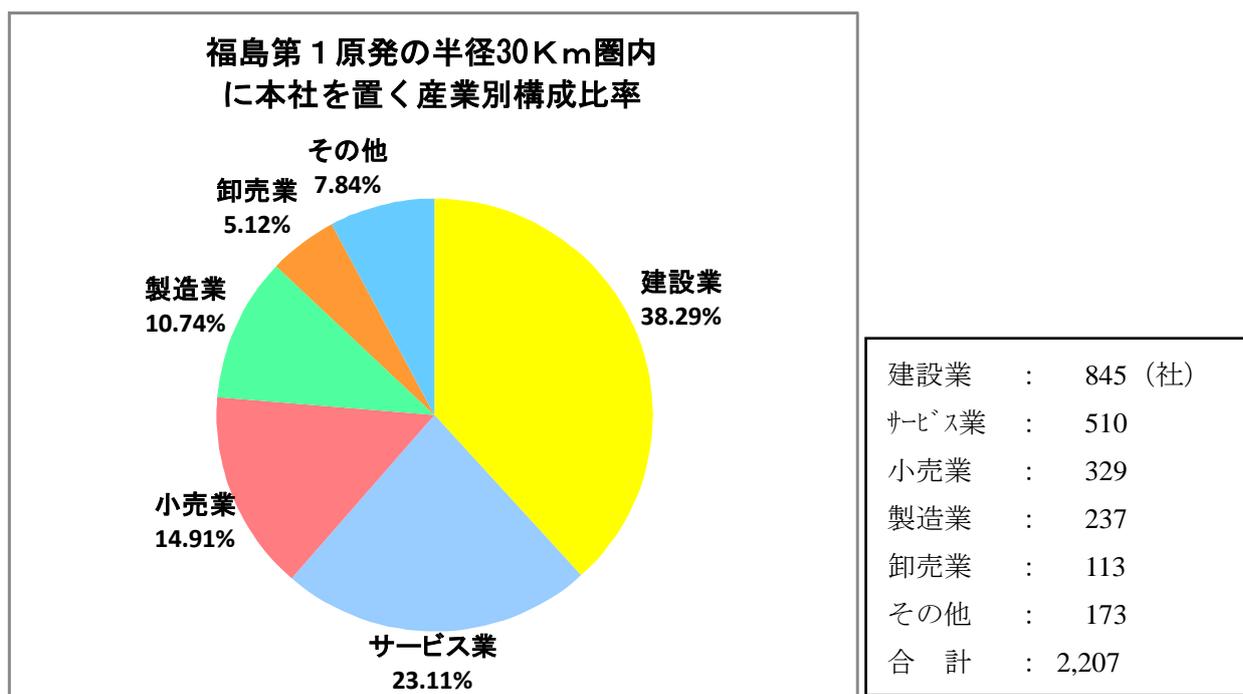
なお、福島県の産業を支える人口は、1995年をピークに減少傾向にありますが、沿岸地域10市町(3市、7町)では、大熊町で人口が増加(6.6%増)しています。

【福島県経済の主な指標】

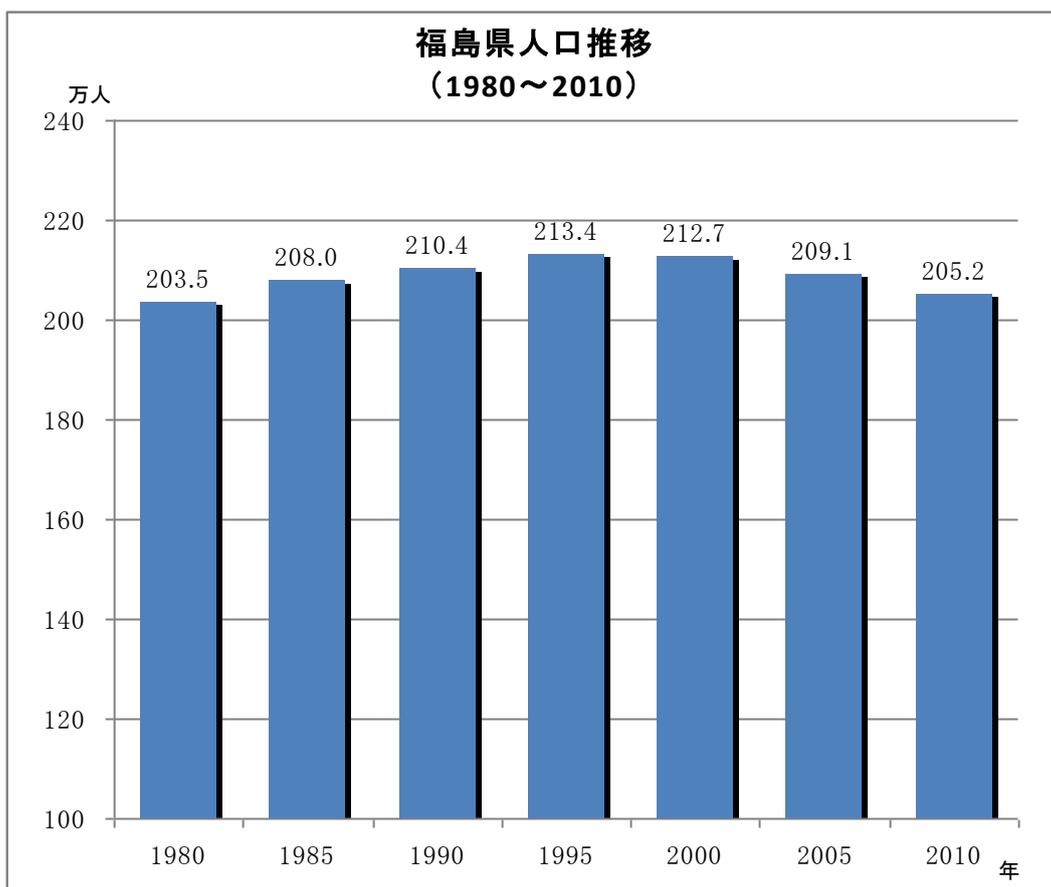
〈単位：％・倍・人・戸〉

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
生産活動	鉱工業生産指数	102.3	79.7	92.4
	前年比	▲3.3	▲22.1	15.9
雇用情勢	有効求人倍率	0.68	0.36	0.42
	有効求人数	23,123	18,113	19,480
	有効求職者数	36,828	50,502	46,703
個人消費	大型小売店販売額前年比	0.9	▲2.5	▲1.3
	乗用車新規登録台数前年比	▲2.3	▲8.6	9.9
新設住宅 着工戸数	持家	6,253	5,215	5,292
	貸家	4,418	3,691	3,211
	分譲	1,072	693	727
	前年比	1.1	▲18.5	▲3.3

※ 出所 「福島県年次経済白書」



※ 出所 「東京商工リサーチ、東日本大震災関連調査」



※ 出所 「福島県：福島県人口統計レポート」

②東日本大震災による影響

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、当信用組合の営業地域であります福島県の浜通りにおきましては、地域の社会インフラを含め、多くの生産拠点や設備・住宅が地震による損壊もしくは津波による流出被害を受け、また、当信用組合のお客様の被害状況につきましても、極めて甚大な影響が生じております。

今般の東日本大震災は津波での被害が大きく、西暦 869 年に発生した貞観地震での大津波が過去にあるとはいうものの、近代においては想像を絶する規模であり、津波の高さは 15m を超えたと言われております。福島県の相双地域でも 10 m を超える津波が押し寄せ、地域によっては内陸部へ 3 k m の侵食がありました。さらに、当信用組合の営業エリアである双葉地区に立地する東京電力福島第一原子力発電所も深刻な津波被害を受け、施設の破損により甚大な放射能被害が発生致しました。

大地震と大津波による福島県での死者・行方不明者数は 1,983 名、建物の全・半壊は 75,369 棟となっています（平成 23 年 11 月 22 日現在）。放射能被害もあり、今なお県内外への避難者が 58,000 名を超える状況です。人的被害、生産営業設備、様々な社会・生活インフラ、物流インフラ等過去に類を見ない被害を受けております。

当信用組合におきましても、相馬港支店が津波により全壊したほか、その他の

店舗においても一部損壊の被害を受けました。また、職員の家族7名が犠牲になっております。さらに、営業店の浪江・大熊・富岡支店3店舗が原発事故の20km圏の警戒区域にありますことから、臨時休業を余儀なくされている状況です。

なお、相馬港支店は、近隣の被害のなかった地域に仮設店舗を開設し、6月23日より通常営業を致しております。また、臨時休業3店舗の営業再開見通しは、原発の警戒区域の解除次第であるため、現在、当該3店舗の決済処理は本部が代行処理を行うとともに、会津若松市、二本松市、いわき市に各相談所を設置し、警戒区域から避難されたお客様への対応を行っております。

現在、地震による被災事業者につきましては、一部において復旧に向けた動きがあり復興資金のご利用はありますが、津波被害先の水産業関係など地域産業の復旧にはまだまだ時間がかかり、居住地域の見通しが立っていないことから地域での復旧・復興はこれからの状況であります。

相双地域は、それ以上に原発事故にかかる被災が深刻であり、地域の逸失は深刻です。双葉郡が立入り不可能の状況にあり、復旧のスタートラインにも立てていないほか、その周辺地域では風評被害もあることから、元気を取り戻すためには今後相当の時間を要するものと思料致します。

【福島県内の東日本大震災・土木関連被害額】

〈単位：億円〉

	福島県	市町村	合計
海岸・道路・港湾・下水道等	2,598	564	3,162

※福島県資料 平成23年4月27日現在、双葉郡8町村分は含まず。

【福島県内の東日本大震災・農林水産関係被害額】

〈単位：億円〉

	農業関連	林業関連	水産関連	合計
被害額	2,324	166	263	2,753

※福島県資料 平成23年4月27日現在。

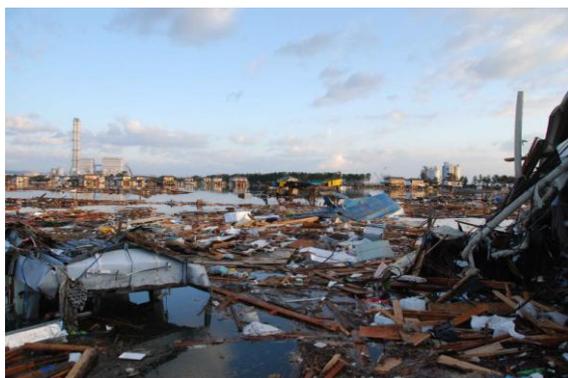
【福島県内の東日本大震災・商工業関連推計被害額】

〈単位：億円〉

	製造業	卸・小売業	合計
被害額	2,198	1,399	3,597

※福島県資料 平成23年4月27日現在。

【福島県相馬市の被災状況】

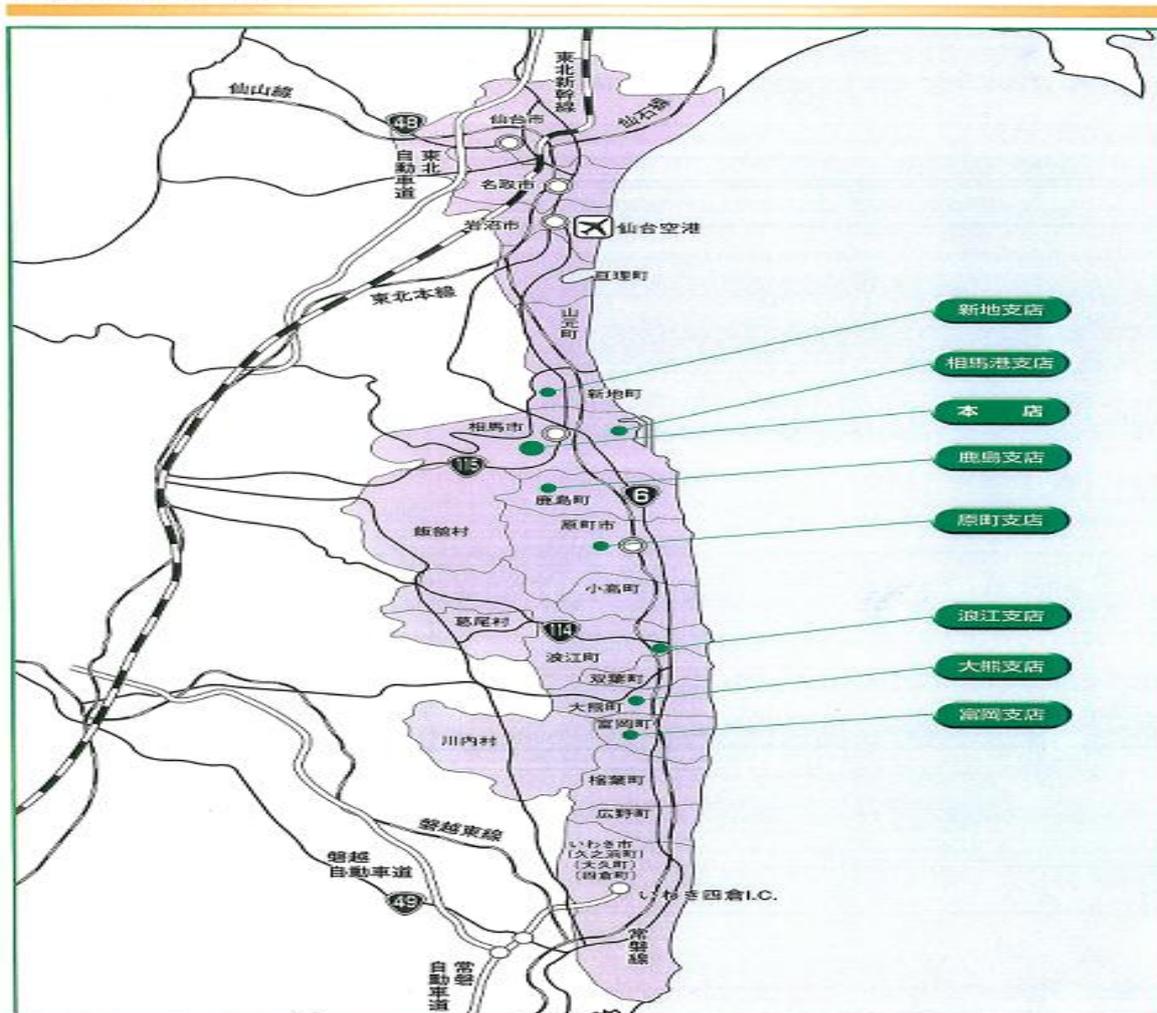


【当信用組合の臨時休業3店舗の業容】 〈平成23年10月末現在、単位：百万円〉

店舗名	預金積金	業容		
		震災後増減	貸出金	震災後増減
浪江支店	5,066	▲1,306	3,229	▲249
大熊支店	4,860	▲981	2,241	▲211
富岡支店	2,851	▲1,002	2,385	▲135
合 計	12,777	▲3,289	7,855	▲595
(全体比)	26.82%		30.27%	

【当信用組合の店舗所在地】

店舗所在地



③ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化のための基本的な取組姿勢

当信用組合は地域密着型の業務推進を着実に実践しながら、経営基盤の強化、内部管理態勢の整備・充実を図り、小規模事業金融の円滑化、地域経済の再生・活性化に鋭意努めて参りました。この東日本大震災からの復興に資することは、まさに地域金融機関としての当信用組合の使命であると考えております。

お客様の多くは中小零細企業や個人の小規模事業者であり、そこで働く勤労者です。現在までも、個別訪問により事業者の悩みを聞き、お客様と労苦を共にしてきました。この震災の被災から立ち上がり、再び復興して行くことは容易ならざる状況ではありますが、お客様第一の経営方針を貫きながら可能な限りの支援を行って参る所存です。

(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

ア. 信用供与の実施にかかるシステムの活用

当信用組合では、主なお客様であります中小零細事業者の特性を十分に考慮し、社歴・評判等のファンダメンタルズや代表者の人柄等のトップマネジメント、経営基盤、マーケティング等の定性要因を重視しております。

併せて、信用リスク管理の重要性に鑑み、信用組合業界において信用リスク管理システムを導入した平成 14 年当初より同システムを導入するとともに、信用格付に基づく取引方針を決定し、信用供与の推進を図って参りました。

この信用リスク管理システムにより、財務規模の小さい中小零細事業者の強みや弱みを見極め、管理指導することで顧客サポートを行うとともに、特に必要と判断した与信先につきましては、平成 20 年 4 月から顧問契約を締結しております中小企業診断士の常時訪問による経営指導により、専門的な顧客サポートを行って参りました（平成 22 年度経営改善支援取組先 37 先）。

なお、地域の事業者が疲弊していることから、財務内容の改善に向け、更なるお客様のサポートに努めて参ります。

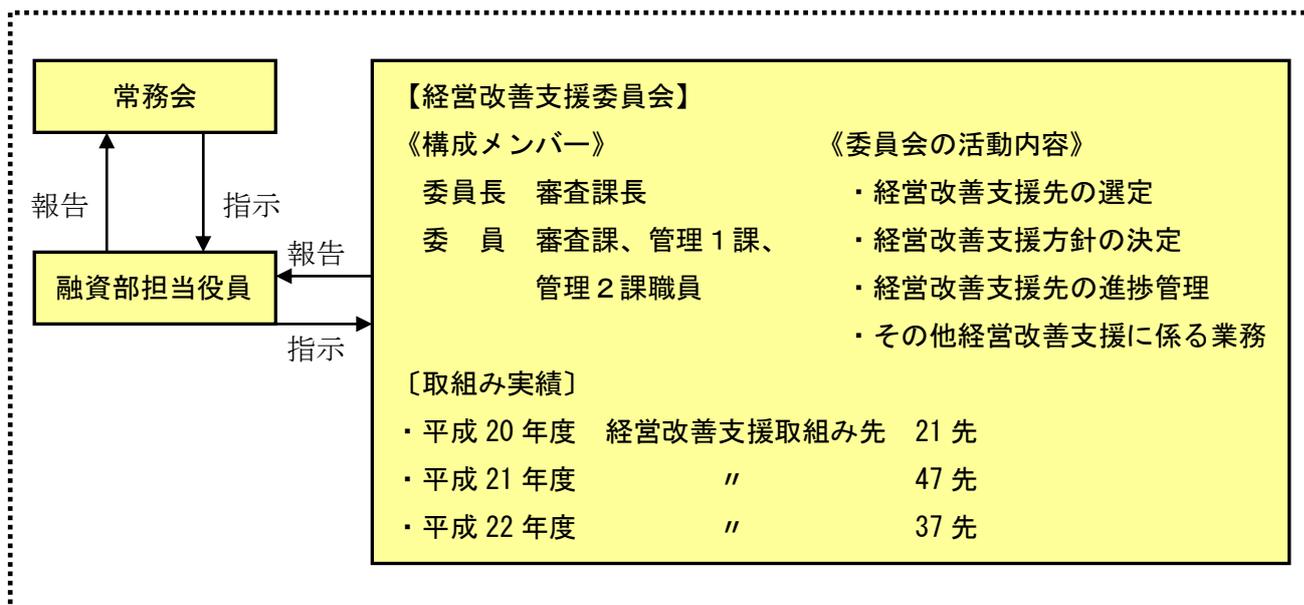
イ. 経営改善支援委員会の設置

当信用組合におきましては、限られた人員の中で各リスクの対応等を行っておりますことから、本部各部署のスタッフを横断させて各委員会としてリスク対応等を行っております。信用供与の円滑化に資するための顧客の経営改善支援につきましては、震災前より融資部の管理職等をスタッフとした経営改善支援委員会により対応しております。

経営改善計画書を徴求した大口の債務者について、常時営業店の管理職が訪問し改善進捗を管理しており、経営改善支援委員会においてその内容を精査し、改善の遅れている項目の指導提案やコスト削減等の管理指導を行っております。

東日本大震災の被災により、より事業再生が困難となっていることから、「中小企業再生支援協議会」や「福島産業復興機構（仮称）」、「東日本大震災事業者再生支援機構」等の外部機関の活用なども視野に入れ、更なる管理強化により経営改善支援に取り組んで参ります。

【経営改善支援委員会の組織図】



ウ. 夜間融資相談会の開催

仕事などで窓口営業時間に来店されることが困難なお客様のために、震災前より各営業店におきまして毎週火曜日と木曜日の午後7時まで夜間融資相談会を開催し融資ニーズに対応して参りましたが、震災復興資金のニーズに応えるべく、東日本大震災後も実践しており、今後共お客様のニーズにお応えして参ります。

エ. 相談所の設置

当信用組合のお客様の多くが、原発事故により福島県外や、県内であれば会津若松市・郡山市・二本松市・いわき市などの近隣地域へ避難している状況にありますことから、大熊町や浪江町など地元行政窓口が臨時開設された会津若松市・二本松市・いわき市に相談所（会津若松市：平成23年4月11日、二本松市：同年4月18日、いわき市：同年11月21日）を設置し、お客様の相談対応を行っております。

被災したお客様の融資金につきましては、生活環境等をヒアリングしつつ弁済条件の緩和を行っていますが、当信用組合におきましては、金融庁による「リレーションシップバンキング（地域密着型金融）」の提唱当初よりお客様の状況に即した融資金の条件変更対応を積極的に実施しております（東日本大震災から平成23年10月末までの事業性資金の条件変更対応104先25億85百万円）。

オ. 戦略的営業活動の展開

a. 地域に密着した営業活動の実践

東日本大震災での被害は人・物ともに甚大であることに加えまして、当信用組合の営業エリアにおきましては、原発事故に伴う警戒区域等の指定により住民が避難を余儀なくされたことから生活基盤・経営活動基盤が失われ、

さらには放射能被害による風評の影響も非常に深刻であります。このように、被災されたお客様の悩みが多いと思われる現況下では、お客様の将来に対する不安を少しでも払拭できるよう、きめ細やかな相談・対応を行っていく必要があることから、避難者や仮設住宅等への訪問を含め、従来からの営業戦略である個別訪問の頻度を上げるなど、地域に密着した営業活動を強化して参ります。

b. 営業エリアの拡大

宮城県南部の名取市・岩沼市・角田市・柴田郡・亶理郡・伊具郡は、従来から当信用組合の営業エリアである相双地区と同一の地域経済圏に属し、人的・物的交流が盛んで、交通面でのアクセスも良いほか、当地域に避難されている方々への手厚いサポートが可能となることから、宮城県南部の国道6号線周辺地域への営業エリア拡大を申請し、今般ご承認を頂きましたので、今後、営業店の開設を進めて参ります。

なお、宮城県南部の地域は、仙台市の経済圏の広がりから人口が増加しており、今後、当信用組合の営業エリアである相双地区ともさらに密接なつながりを持つものと思料され、JRの東北本線と常磐線の分岐駅があり交通の利便性が確保できる岩沼周辺を中心に、今般の営業エリアの拡大により、当信用組合の事業基盤の強化と、併せて、被災からの復興に向けた拠点としての地域活性化に資することができるものと考えております。

c. 中小零細事業者向け商品の販売

当信用組合では、地域金融の円滑化のため東日本大震災以前より資金調達力の乏しい中小零細事業者向け事業性融資を率先して提供して参りました。いずれも中小零細事業者には使いやすい商品となっております。

・「SS小ロブローパーローン」

当信用組合の信用リスク管理システムによる信用格付に基づき、融資対象先を選定し、無担保・無保証にて1,000万円未満を融資限度とし運転資金を提供。

・「SSグレードローン」「SSグレードローンカード」

帝国データバンクのデータに基づき、融資対象先を選定し、無担保・無保証にて3,000万円まで証書貸し、1,000万円までカードにより運転資金を提供。

・「SSスピードローン」「SSクイックローン」

福島県信用保証協会保証にて、商品・コースに応じ500万円、1,000万円、5,000万円を融資限度とし、迅速な審査により事業性資金を提供。

今後とも地域への金融サービスの充実を図るため、当信用組合では新商品の開発に継続して取組んで参ります。

【中小零細事業者向け商品の販売状況】

〈平成17年10月～23年10月末現在、単位：百万円〉

商品名	件数	金額	商品概要
SS小口プロパーローン (プロパー)	43	123	当信用組合信用格付システムにおいて対象事業者を選定・融資金額1,000万円未満
SSグレードローン (プロパー)	23	300	帝国データバンクのデータに基づき対象事業者を選定・融資金額3,000万円迄 (カード1,000万円迄)
SSスピードローン (福島県信用保証協会付)	68	168	1年以上の事業実績など保証協会が定めた条件の対象者 (中小零細企業)・案件受付2日後迄に保証決定・融資金額500万円迄と1,000万円迄の2コース
SSクイックローン (福島県信用保証協会付)	83	399	1年以上の事業実績など保証協会が定めた条件の対象者 (中小零細企業)・ファックスで申込受付し、即日保証決定・融資金額5,000万円迄
合計	217	990	

② 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制

ア. 経営改善支援委員会並びに常務会における検証体制

営業店における中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況につきましては、経営改善支援委員会において四半期毎にレビューするとともに、計画に掲げる施策への取組みが捗々しくない場合には、原因究明と改善策の検討・指示を行い、牽制機能を強化するとともに、施策の検証を行って参ります。

また、常務会において経営改善支援委員会から強化計画の進捗管理に関し報告を受け、実効性の検証を行い、経営改善支援委員会に対して改善策の検討・策定などを指示致します。

イ. 理事会における検証

理事会は、常務会より経営改善支援委員会での強化計画の管理状況の報告を受け、進捗管理を行うとともに、組合外部の有識者である非常勤理事による専門的な知識、経験等に基づいた幅広い視点からの適時適切な実効性の検証を行い、常務会に対して改善策の検討・策定などを指示致します。

【信用供与実施状況の検証体制】



③ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

当信用組合におきましては、信用リスク管理システムに基づき取引方針を決定して推進していることは前記のとおりですが、その結果による格付に基づいて信

用貸の枠を設けたり、帝国データバンクの倒産予測値に基づき信用貸の枠を設けるなど、担保又は保証に過度に依存しない融資を実践しております。

具体的には、前記の「SS小口プロパーローン」などの中小零細事業者向け商品のほか以下の事業者向けカードローンを取扱っております。それらの販売は、渉外活動の徹底によるお客様ニーズの把握により推進致しております。

今後につきましても、これまでの商品について、新店舗開設や営業区域拡大による営業力・渉外活動の強化により、お客様のニーズに迅速に対応して参ります。

【当信用組合の事業者向けカードローン残高】 〈平成23年10月末現在、単位：件、百万円〉

商品名	件数	金額	商品概要
事業者カードローン	17	51	平成2年9月より取扱開始・業歴3年以上条件・融資金額無担保は500万円迄、有担保は1,000万円迄
SSサポートプラスワン	131	394	平成16年10月より取扱開始・信用等级付に応じて融資の可否を判断・融資金額500万円迄
合計	148	445	

(3) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

① 被災者への信用供与の状況

今般の東日本大震災により当信用組合の信用供与先の被害も甚大であり、津波や地震による建物・店舗等の全半壊、原発事故による風評被害や企業活動休止による収入減、さらには、原発事故での避難等による被害などがありますが、特に、原発事故の影響は深刻で、風評被害を含め、その広がりは見通せない状況にあります。

こうしたなか、全与信先を対象として、訪問や電話連絡等により被災状況を確認した結果、現時点で判明している建物や設備の損壊、原発事故での避難などによる被害状況は、1,703先、157億52百万円となっております。

また、県外に避難しているなどの理由により調査できなかった先が平成23年10月末現在で173先、29億23百万円となっており、引き続き被災債権の確認作業を行っております。

【当信用組合の被災債権の調査実施状況】 〈平成23年10月末現在、単位：先、百万円〉

	当信用組合の与信先		調査先数		調査債権額	
	先数	債権額	先数	構成比	債権額	構成比
事業性資金	694	16,754	675	97.26%	14,871	88.76%
住宅資金他	2,582	9,194	2,428	94.04%	8,154	88.69%
合計	3,276	25,948	3,103	94.72%	23,025	88.74%

【当信用組合の信用供与先の被害状況】

〈平成23年10月末現在、単位：先、百万円〉

被害状況		被災先数	(構成比)	被災債権額	(構成比)
影響大		1,431	43.68	12,133	46.76
建物・店舗全壊	事業性資金	19	0.58	606	2.34
	住宅資金	31	0.95	294	1.13
風評・収入減等 (被害大)	事業性資金	77	2.35	2,806	10.81
	住宅資金	44	1.34	570	2.20
	消費資金他	6	0.18	2	0.01
原発事故による避難	事業性資金	279	8.52	5,369	20.69
	住宅資金	190	5.80	2,007	7.73
	消費資金他	785	23.96	479	1.85
影響中		27	0.82	1,197	4.61
建物・店舗の全壊	事業性資金	13	0.40	1,080	4.16
	住宅資金	14	0.43	117	0.45
影響小		245	7.48	2,422	9.33
建物・店舗の一部損壊	事業性資金	3	0.09	134	0.52
風評・収入減等 (被害小)	事業性資金	104	3.17	1,244	4.79
	住宅資金	102	3.11	996	3.84
	消費資金他	36	1.10	48	0.18
(資金用途別計)	事業性資金	495	15.11	11,239	43.31
	住宅資金	381	11.63	3,984	15.35
	消費資金他	827	25.24	529	2.04
合計		1,703	51.98%	15,752	60.71%
総与信		3,276	100.00%	25,948	100.00%

※風評・収入減等（被害大）：風評等により、売上あるいは収入が減少し、事業や生活に大きな影響を受けている先。

※風評・収入減等（被害小）：風評等により、売上あるいは収入が減少しているものの、事業や生活への影響が軽微な先。

【当信用組合の原発事故による避難店舗の業種別与信状況】

〈平成23年10月末現在、単位：先、百万円〉

	製造業		建設業		卸・小売業		各種サービス業	
浪江支店	5	49	29	162	24	242	33	827
大熊支店	1	1	29	312	20	339	29	393
富岡支店	1	7	21	499	15	49	23	414
合 計	7	57	79	973	59	630	85	1,634
農林水産業	個 人		その他産業		合 計			
5	1	412	1,562	12	386	520	3,229	
3	113	265	926	12	157	359	2,241	
2	11	303	1,036	10	369	375	2,385	
10	125	980	3,524	34	912	1,254	7,855	

② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する施策

当信用組合では、地域に根差した金融機関として、地域経済の再興へ向けた取組みを強化すべく、当信用組合のお客様はもとより、お客様以外の地域の中小規模事業者並びに個人の皆様に対し十分かつ円滑な資金供給を行っていくことを改めて強く決意し、国や地方自治体をはじめとする行政や公的機関、信用組合業界の系統中央機関である全信組連などの外部関係者の協力を仰ぎながら、これを強力に実行して参ります。

主な施策につきましては以下のとおりです。

ア. 相談機能の強化

当信用組合において、被災者向け融資対応の新たな組織として前記のとおり、相談所を開設致しましたが、営業エリア外の相談所のほか東日本大震災直後には本部におきましても、同様の専門相談窓口を開設致しておりました（現在は本部での専門窓口は閉鎖し、会津若松市・二本松市・いわき市に相談所を開設。）。なお、各相談所のスタッフは、原発事故の影響から臨時休業となっております。3店舗の職員を中心に、管理職1名の他2名の計3名を配し、融資のみならず相続相談等あらゆる相談業務の対応を行っています。

今後におきましても、被災者の状況を十分考慮したサポートを行って参ります。

イ. 債権管理サポートチームの創設

被災者向けの新たな融資対応と致しましては、被災者の多くが就業や営業の生産活動を中止していることから融資の弁済が困難となっていることを考慮し、本部において融資部が中心となり、各部署の管理職6名による債権管理サポートチームを平成23年7月に創設し、条件変更を含めた債権正常化を図っております。具体的には、被災されたお客様の状況をヒアリングし、条件変更

のご提案を行っているほか、避難しているお客様に対する手紙や電話による連絡や、営業店とお客様の接触状況の管理等を行っております。

なお、被災債権の管理・回収にあたりましては、全信組連からの指導・助言を受け、適切な対応を図って参ります。

今後も、金融円滑化を図るべく、債務者の実情を検証しながら復旧・復興に向けサポートして参ります。

ウ. 被災信用供与先への対応

a. 弁済条件の猶予等条件変更

被災により平成23年2月末から平成23年4月末までの延滞発生先数(東日本大震災発生以降の新規延滞発生先数)は累計で1,199先81億8百万円となりましたが、その後のお客様との協議により、延滞債権について正常化を図る条件変更手続き(平成23年10月末現在、178先33億59百万円、内16先6億73百万円については、弁済元金の据置と同時に金利の引下げを実施しております。)や弁済一時停止の解除を実施した結果、平成23年10月末現在の延滞残高は、572先68億41百万円となっております(平成23年3月末対比で305先減少、4億29百万円増加。なお、残高の増加は原発事故3店舗の大口与信先の延滞発生によるものです)。

なお、原発事故による警戒区域のお客様につきましても、逐次条件変更を実施しております。

【当信用組合の被災者に対する事業性資金・住宅ローン利用先の月別条件変更対応状況】

〈単位：先、百万円〉

	4月		5月		6月		7月	
事業性資金	1	2	16	385	23	886	22	756
住宅資金	8	135	13	137	18	150	7	95
合計	9	137	29	522	41	1,036	29	851
	8月		9月		10月		合計	
23	208	12	324	7	24	104	2,585	
13	122	9	75	6	60	74	774	
36	330	21	399	13	84	178	3,359	

b. 弁済自動振替えの一時停止対応

東日本大震災直後より、被災された事業者や住宅ローン利用先等から、既往融資約定弁済の一時停止の申し出が相次ぎました。

当信用組合は、福島県内の甚大な被災状況を踏まえ、当面の間約定弁済を一時停止する取扱いを行いました(一時停止の申し出は、平成23年5月迄続き、実行額は97先22億58百万円です。なお、6月以降は、申し出はありません。)

また、消費者ローンについては保証会社との話し合いにより、一時停止期

間後も全額繰上請求することなく、条件変更の話し合いをすることとしております（消費者ローンの条件変更先は、平成23年10月末現在161先1億28百万円です。）。

【当信用組合の被災者への条件変更・約定弁済一時停止の状況】

（平成23年10月末現在、単位：先、百万円）

		先数	金額
条件変更	事業性資金	104	2,585
	住宅資金	74	774
約定弁済一時停止先	事業性資金	54	1,851
	住宅資金	43	407

エ. 営業店拠点機能の維持・強化と機能の見直し

当信用組合では、東日本大震災及び原発事故による深刻な被災状況を受け、震災以前の8店舗のうち、津波被害により全壊した相馬港支店は、近隣の津波被害のなかった地域に仮設店舗を開設し、平成23年6月23日より通常営業を致しておりますが、原発事故による警戒区域にあります浪江・大熊・富岡支店の3店舗が臨時休業を余儀なくされています。一方で、震災後のお客様の避難状況等に鑑み、会津若松・二本松・いわき相談所を開設致しましたことから、現在は、5営業店3相談所の体制となっております。

この間、原発事故に伴う緊急時避難準備区域の設定・解除や、計画的避難区域の見直し等があり、また、今後の影響が見通せない中で、当信用組合が営業店を構える南相馬市等では住民の自主避難等に伴う人口の減少が鮮明となっており、地元経済に深刻な影響が生じているなど、日々刻々と情勢が変化しております。

今後は、当該情勢の変化に応じ、また、国や県の地域再生に向けた方針内容等を視野に入れながら、被災地の現状と、復興の進捗状況に鑑みた店舗毎の特性も考慮し、時宜に応じ、必要な機能が網羅された店舗戦略の見直しを行って参ります。

現在、当信用組合の本店所在地である相馬市大野台地区など西部地区については、仮設住宅が設置されたことなどから、被災者の新たな生活基盤となり、居住者が増加している状況にあります。新たに移住された被災者に対する金融サービスの適切な提供、またアクセス面の向上など既往のお客様の利便性向上に寄与するものと思料し、当地区に新たな支店を出店すべく開設準備を進めております。

さらに、従来より、当信用組合の営業エリアである相双地域と同一の経済圏に属し、人的・物的交流が盛んで、交通面でのアクセスも良く、当地への避難者に対する手厚いサポートが可能となる、宮城県南部の国道6号線周辺地域への営業エリア拡大を申請し、今般ご承認を頂きましたことから、今後営業店の開設を進めて参ります。

なお、宮城県南部の地域は、仙台市の経済圏の広がりから人口が増加しており、今後、当信用組合の営業エリアである相双地区ともさらに密接なつながりを持つものと思料され、J Rの東北本線と常磐線の分岐駅があり交通の利便性が確保できる岩沼周辺を中心に、今般の営業エリアの拡大により、当信用組合の事業基盤の強化と、併せて、被災からの復興に向けた拠点としての地域活性化に資することができるものと考えております。

オ. 避難などにより当信用組合の営業地域を離れたお客様への総合相談窓口等の開設の周知

当信用組合のお客様（組合員）の多く、特に大熊・浪江・富岡支店のお客様の多くが当信用組合営業区域外に避難しておりますが、マスコミへの依頼や当信用組合ホームページなどにより、他金融機関において便宜的に預金の払い戻しにに応じていることや、会津若松市等での相談所において預金の払い戻しや各種相談を受け付けていることを周知しております。

今後とも、お客様の状況把握を進め、また、電話等を通じ、各相談所の開設等の情報提供を進めることで、遠隔地へ避難されたお客様へのサポートを図って参ります。

カ. 震災復興に向けた新商品の提供

a. 事業者向け復興融資

事業者への信用供与につきましては、原発事故の制限エリアとなっていない地域において、需要増加からいち早く改修資金が必要となった民宿などの宿泊施設関係や、お客様が確保されていた製造業の一部において、福島県信用保証協会の保証による福島県の緊急経済対策支援制度に基づく資金融資である「ふくしま復興特別資金」（平成 23 年 10 月末現在、28 件 4 億 45 百万円）及び「東北地方太平洋沖地震対策資金」（同年 10 月末現在、3 件 45 百万円）の利用がありました。

しかしながら、農林水産業は原発事故の影響で復興への動きが鈍く、小売業におきましても地域住民の避難による売上減少から、復旧・復興に向けた動きは依然としてスタートラインにも立てていない状況であります。このため、避難されたお客様を訪問することなどで、各事業者の置かれた状況をきめ細かく把握し、事業再開の相談等に真摯に対応していく中で、今後の復旧・復興に向けた融資ニーズの把握に努めて参ります。

b. 被災者向け住宅ローンの提供

当信用組合におきましては、住宅の再建支援策として、平成 23 年 9 月に住宅ローンの金利を優遇した商品の販売を開始致しました。

現時点においては、被災者が、順次、義援金や支援金等の支給を受けている段階であり、また、沿岸部の津波被災地が建築制限区域に指定されておりますことから、住宅取得などの復興資金の需要が本格化するまでには至って

いない状況ですが、仮設住宅や借上げ住宅訪問により、住宅の復興需要に即時対応すべく、住宅ローンのニーズの把握を続けて参ります。

また、既存の住宅ローンを抱えるお客様の救済策として、既往住宅ローンを含めた住宅ローン一本化の取組みを積極的に図って参ります。

c. 被災者への生活支援融資

以下の生活支援融資を販売し、被災者の生活支援に取り組んでおります。

・「東日本大震災被災者向け生活再建支援融資」

震災発生直後の平成23年3月25日に、津波等の被災者へ当面の生活資金対応のための資金として販売（同年10月末現在、5件1百万円）。

・「東日本大震災復旧ローン」

保証会社の保証付で、平成23年9月1日に住宅の改修や自動車購入等復旧に資する資金として販売（同年10月末現在、6件9百万円）。

キ. 被災したお客様の事業再生・事業承継に向けての支援

a. 事業再生に対する支援

東日本大震災等の影響を受けたお客様の実態について、被災後の経営環境の変化や財務情報等の定量面における状況把握を行うほか、ヒアリングやモニタリングにより、経営者の意欲等の定性面の実態把握に努め、早期の事業再生が必要とされるお客様を速やかに把握し、事業再生に向けた取組方針を策定する態勢を構築致します。

また、協同組織金融機関の強みである日々の訪問・渉外活動を通じて、新たな販路や仕入先の開拓にかかる営業情報を提供するなど、お客様の事業再生に向けた支援に積極的に取り組んで参ります。

b. 事業継承に対する支援

・事業継承支援の取組み

当信用組合のお客様である中小零細企業や小規模事業者のなかには、今般の東日本大震災の被害から経営者の交代を余儀なくされ、あるいは震災を契機に経営の代替わりを進めるなど、事業の継承を検討する先があると想定されますことから（現在、具体的な案件は少ないものの、中小企業診断士を派遣している事案もあります。）、当該経営権の移譲に付随して発生する税務面や法務面等の各種課題に対する支援を適切に行えるよう、中小企業診断士、税理士、弁護士等の各種専門家との協働を含め、提案から実行までの一貫した事業承継を支援できる態勢の構築を検討して参ります。

・事業承継セミナーの開催

中小企業診断士、税理士、弁護士等の各種専門家や外部機関等から講師を招聘して、お客様を対象とした事業承継セミナーの開催を検討して参ります。

ク. 二重ローン問題等への対応

狭域高密度で地域密着型の協同組織金融機関である当信用組合につきましても、お客様の多くが、地場産業を支える中小規模事業者や個人の皆様方であり、今般の東日本大震災や原発事故の影響により、保有する全ての生産拠点や資産が損壊・流出もしくは使用不能となった先が数多くございます。

また、こういったお客様のなかには、既存のローンと震災後の事業や生活の再建に向けた新たなローンを負う、いわゆる二重ローン問題が生じる先もあり、この問題は、被災地域に営業エリアを構える多くの金融機関にとって共通の課題となっております。

当信用組合といたしましては、当該問題はすでに社会問題化しているとの認識のもと、当信用組合単独のみならず、国や県といった行政機関とも連携し、地域一体の取組みが必要であると考えております。

このため、主な取組みとして、以下の事項に取り組んで参ります。

a. 中小企業再生支援協議会との連携

当信用組合では、中小企業再生支援協議会との連携を強化し、実現可能性の高い抜本的な事業再生計画の策定支援を行うとともに、当該協議会の相談窓口を通じ、外部の専門家の様々な知識・経験を活用することで、被災された中小規模事業者の事業再建に資する取組みを推進して参ります。

また、こうした事業再生において、DDS等を含めた金融支援を検討して参ります。

b. 事業再生ファンド等の活用

・「福島県産業復興相談センター」

被災したお客様の事業再開や事業再生に向けた動きを具体化するため、東日本大震災及び原発事故により被害を受けた個人事業者、小規模事業者等を含めた幅広い事業者に対応し、ヒアリングした実情に応じ、支援機関の紹介や支援施策の紹介などのサポートを行う「福島県産業復興相談センター」の活用を検討して参ります。

・「福島産業復興機構（仮称）」

被災した事業者から旧債務の買取り等を行うことで、新規融資の促進を図るため、福島県が設立に向けた準備を進めている被災債権の買取りファンドである「福島産業復興機構（仮称）」に出資し、地域復興に向けた金融面からの取組みを後押しするとともに、事業再生が見込まれるお客様について、同機構の活用を検討し、事業再開や事業再生を支援して参ります。

・「東日本大震災事業者再生支援機構」

東日本大震災による被害により、過大な債務を負っている事業者であって、被災地域で事業の再生を図ろうとする事業者に対する債権の買取り等

を通じ、債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的として、国が設立準備を進めている「東日本大震災事業者再生支援機構」について、その特性を考慮のうえ、できる限り多くのお客様に対し、事業再生の機会がご提供できるよう、活用を検討して参ります。

・「しんくみりカバリ」

上記の取組みに加え、全信組連との連携を図りながら、お客様の特性・状況等に応じて、信用組合業界の再生ファンドである「しんくみりカバリ」の活用を検討して参ります。

【再生ファンド「しんくみりカバリ」の概要】

ファンド名	しんくみりカバリ
営業者	しんくみりカバリ株式会社
匿名組合員	あおぞら銀行
対象債権	一時的な収益悪化や本業以外の事情により債務超過などに陥っているが、技術力や将来性などを背景に、再生可能性のある中小企業向け貸付債権等、及び債権回収の局面でリレバンに配慮した対応が必要となる債権等
業務委託	再生支援業務・債権管理等は、しんくみりカバリ株式会社よりあおぞら債権回収に委託
設立時期	平成20年3月
事業期間	5年間を目処
ファンド総額	第一弾として30億円設定。その後は案件に応じて増枠予定

c. 私的整理ガイドラインに基づく債務整理への対応

平成23年8月より取扱いが始まりました個人版私的整理ガイドラインによる債務整理の申請につきましては、現時点での、当信用組合におけるお申出並びに実行件数は1件のみに留まっておりますが、制度の導入趣旨に鑑み、ガイドラインの周知や利用勧奨を含め、お客様の意向や状況を最大限に考慮したうえで、弁護士や税理士とも連携し、ガイドラインに沿った債務整理等の適切な対応を図って参ります。

ケ. 人材育成

東日本大震災を機に、当信用組合のお客様並びに当信用組合自身を取り巻く経営環境は劇的に変化致しました。

この事態を当信用組合の職員一人一人が深く認識することで、お客様が求める新たな資金ニーズや、担保や保証に過度に依存することのない、より地域の実態に即した与信審査・管理手法等にかかる感度が高まるものと考えております。

また、甚大な被害を受けた被災地域における復興支援の実効性向上に向けて

は、これに対応できる人材の育成が第一であり、若手職員に対する従来からのOJTの強化に加え、経営改善支援委員会による震災復興への対応事例・ノウハウの蓄積や営業部店への情報還元のほか、東日本大震災からの復興に向けた公的支援制度等に係る研修会や各種内部勉強会等を着実に実施し、職員のスキルアップを図って参ります。

併せて、強化計画内で定めた経営指導契約に基づく全信組連からの指導・助言やモニタリング、監査機構による監査等を受けることで、外部からの視点を踏まえた人材の育成を図って参ります。

コ. 地方公共団体等への支援

東日本大震災では、地震や津波のほか原発事故の影響も加わり、特に沿岸部を中心に行政機能も甚大な被害を蒙りました。

また、今後は被災した地方公共団体において、インフラ整備を含む地域復興や、拡散した放射性物質の除去・除染作業の実施に伴う各種復興事業費が発生することが想定されますが、震災の影響による税収等の落ち込みも懸念され、復興事業費の調達については、地域金融機関への期待が高まるものと思われま

す。加えて、広範囲・多岐にわたる震災被害からの復旧には、多数の民間企業の協力が不可欠であります。

このため、被災地域に営業エリアを構える当信用組合では、これらの行政・民間の諸活動において必要となる資金需要に積極的かつ十分に応じることが、地方財政の安定化と地域経済の復興に貢献するものであるとの認識のもと、地方公共団体による復興事業費の調達入札への積極的な参加や縁故債の引受の検討並びに各種復興事業に参加する民間企業への円滑な信用供与を通じ、地方経済の発展に寄与して参ります。

サ. 日本銀行の「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」の利用

当信用組合では、日本銀行による「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」を、全信組連を通じて利用し、潤沢な手元資金を確保することで、被災者の預金引き出しや資金需要に応える態勢を整えております。

シ. 当信用組合並びに信用組合業界による被災地支援の取組み

a. 当信用組合の取組み

- ・ 当信用組合におきましては、自らも津波や原発事故の影響に伴う店舗の流出や営業休止などの被害を受けておりますが、地域の被災状況が甚大であることを考慮しまして、相馬市・南相馬市・相馬郡新地町・双葉郡浪江町・大熊町・富岡町の営業店があります地方公共団体へ寄付金を贈呈して参ります。

- ・ 当信用組合独自の商品として、東日本大震災の被災者支援を目的とした金利上乗せによる定期預金「希望」を販売致しました（平成23年9月末販売実績18億10百万円）。

なお、第一段の販売は9月末で終了致しましたが、同年12月より同様に被災者支援を目的とした金利上乗せによる定期預金「希望パート2」を販売致しております。

b. 信用組合業界の取組み

- ・ 信用組合業界では、東日本大震災の発生を受け、全国の信用組合やその役職員からの第一次分の義捐金を取り纏め、平成23年5月に日本赤十字社を通じて被災地に贈呈したほか、同年10月には信用組合業界の中央団体である全国信用組合中央協会（以下「全信中協」という。）が、日本赤十字社や福島県に寄付金を贈呈しております。
- ・ 信用組合業界の統一スキームとして全信中協が設けた、東日本大震災の被災者支援を目的とした「復興定期・希望」の取り扱いを、平成23年6月より全国68の信用組合で開始しており、預入金額に応じた一定割合の額を寄付金として被災地に贈ることにしております。
- ・ 被災地のコミュニティ復興や、子供の学び・遊びを支える文部科学省主導の官民連携コンソーシアム「プロジェクト結（ゆい）」の活動に全信中協並びに全信組連が賛同し、活動資金を提供するなど、被災地支援に取り組んでおります。

（4）その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

当信用組合におきましては、金融庁による「リレーションシップバンキング（地域密着型金融）」の提唱当初より、お客様の状況に即した融資金の条件変更対応、経営相談や経営改善指導などを積極的に実施しておりますが、地域密着型金融の取組みを継続すべく地域中小事業者に対する経営相談や経営改善指導に努めて参りました。その一環として、平成20年6月より「ふくしま地域力連携事業」を推進し、平成21年度の事業終了後においても、地域における経済の活性化に資する考え方に変わるものではなく、引き続き諸施策を実行して参ります。

① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

各種団体や地域の商工会議所・商工会等と連携し、情報の集積及び発信機能（東日本大震災からの経営再建や起業・新規事業展開に役立つ情報提供等）を強化するとともに、各種団体関係者を招致しての相談会の開催など、創業・新規事業展開希望者へのアドバイス等の実施に向けた体制を構築して参ります。

② 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能の強化のための方策

東日本大震災からの復興が長期化することが見込まれるなかで、中小規模事業者が抱える経営問題は時々刻々と変化しており、当信用組合に対しましても、事業再建や経営改善に向けた多種多様な金融支援が求められていると認識しております。

事業再建や経営改善支援にかかる相談につきましては、顧問契約を結んでおります中小企業診断士の常時訪問による経営指導により、専門的な顧客サポートを行っており（平成 22 年度経営改善支援取組先 37 先）、今後も積極的な派遣に取り組んで参ります。

また、お客様の東日本大震災からの復興ステージに応じた事業再建や経営改善に向け、当面の運転資金の融資のほか、財務内容改善をはじめとする経営改革や改善計画についての提案・助言等、経営改善支援委員会を通じた支援を積極的に実施致します。

③ 早期の事業再生に資する方策

ア. 支援態勢の確立

東日本大震災等の影響を受けたお客様の実態について、被災後の経営環境の変化や財務情報等の定量面における状況把握を行うほか、ヒアリングやモニタリングにより、経営者の意欲等の定性面の実態把握に努め、早期の事業再生が必要とされるお客様を速やかに把握し、事業再生に向けた取組み方針を策定する態勢を構築致します。

また、早期の事業再生が必要と認められる大口与信先や、再生プロセスが長期間に及ぶお客様については、経営改善支援委員会が直接関与し、事業再生に向けた計画を策定致します。

イ. 外部機関との連携

お客様の状況を総合的に勘案したうえで、中小企業診断士、税理士、弁護士等の各種専門家との協働や中小企業再生支援協議会との連携のほか、信用組合業界の再生ファンドである「しんくみりカバリ」の活用を検討して参ります。

④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

ア. 事業承継支援の取組み

当信用組合のお客様である中小零細企業や小規模事業者のなかには、事業の継承を検討する先があると想定されますことから（現在、具体的な案件は少ないものの、中小企業診断士を派遣している事案もあります。）、当該経営権の移譲に付随して発生する税務面や法務面等の各種課題に対する支援を適切に行えるよう、中小企業診断士、税理士、弁護士等の各種専門家との協働を含め、提案から実行までの一貫した事業承継を支援できる態勢の構築を検討して参

ります。

イ. 事業承継セミナーの開催

中小企業診断士、税理士、弁護士等の各種専門家や外部機関等から講師を招聘して、お客様を対象とした事業承継セミナーの開催を検討して参ります。

第5 全信組連による優先出資の引受に係る事項

(1) 優先出資の金額・内容

1. 種類	社債型非累積的永久優先出資
2. 申込期日(払込日)	平成24年1月18日(水)(予定)
3. 発行価額 非資本組入額	1口につき50,000円(額面金額1口500円) 1口につき25,000円
4. 発行総額	16,000百万円
5. 発行口数	320,000口
6. 配当率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト (平成24年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から平成24年3月31日までの間の日数で日割り計算により算出される割合とする。) ただし、日本円TIBOR(12ヶ月物)または8%のうちいずれか低い方を上限とする。
7. 累積条項	非累積的
8. 参加条項	非参加
9. 残余財産の分配	残余財産の分配は、定款に定める方法に従い、次に掲げる順序によりこれを行うものとする。 ① 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。 ② 優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面金額を控除した金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する(当該優先出資の払込金額が額面金額を超える場合に限る。) ③ 前①及び②の分配を行った後、なお残余があるときは、払込済みの普通出資の口数に応じて按分して組合員に分配する。 ④ 残余財産の額が前①及び②により算定された優先出資者に対する分配額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその有する口数に応じ

て分配する。

(2) 金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方法

① 必要資本額の根拠

当信用組合の平成 23 年 3 月期の自己資本比率は 13.88%と、国内基準である 4%を上回っており、健全性の面で懸念はないものと認識しております。

しかしながら、当信用組合の主たる営業エリアである福島県の相双地域は、東日本大震災により多くのお客様が被災し、また、二次的被害である原発事故の影響もあり、当信用組合が保有する被災債権は 1,703 件、157 億 52 百万円（平成 23 年 10 月末現在）と、早急な復興・地域再生への着手が求められる事態となっております。

また、当信用組合自体も店舗が東日本大震災あるいは原発被害により全壊や一部損壊、臨時休業の影響を受けており、そのなかで、地域の中小規模事業者への事業再生・改善資金、個人への生活再建資金等の需要に迅速かつ円滑に応じていくことが求められております。

さらに、今後の東日本大震災の影響の広がりや復興期間の見通しが立たないなかでは、将来に向けた予防的な観点からも、自己資本の拡充を図っていく必要があります。

このため、現在確認済みの被災債権（157 億 52 百万円）のほか、原発事故による避難者もあり、調査未了となっている債権（29 億 23 百万円）について、現時点における保全状況も勘案しつつ、潜在的なリスクが将来的に顕在化したとしても、十分な自己資本の水準を確保できるようにするという考え方にに基づき、今般、優先出資 160 億円の発行による資本支援を求めると致しました。

平成 24 年 3 月期は、現時点で確定・把握している情報に基づく見込みでは、4 億円程度の当期純損失を計上することになるものと考えておりますが、今般の資本増強により、同期の純資産額は 188 億円程度まで増加する見込みであり、東日本大震災からの復興需要に十分耐えうる強固な財務基盤を備えることができると考えております。

② 当該自己資本の活用方針

今般の資本増強により、将来に向けた経営の安定確保が図られることから、当信用組合の営業エリアである地域経済の再建・再興と、被災されたお客様への信用供与の維持・拡大並びに各種サービスの向上等、震災からの復興に向けた諸施策に継続的に取り組んで参ります。

第6 剰余金の処分の方針

当信用組合は、地域に根差した協同組織金融機関として、お客様の皆様から出資金をお預かりして信用組合事業を行い、利益剰余金の中から配当金をお支払いして参りました。

しかしながら、平成24年3月期決算につきましては、被災直後より弁済猶予、条件変更等による支援を行っておりますこともあり、業務収益は9億円程度と前期比で減少（▲2億円程度）を見込んでおります。

また、現時点で確定・把握している情報に基づく貸倒引当金の要繰入額は3億円程度であり、当期純利益は▲4億円程度となると見込んでおります。

このため、当期は無配とせざるを得ないと考えておりますが、今般、金融機能強化法に基づく資本参加を受けることを踏まえ、今後は、強化計画の実践による地域経済の再興を進めるなかで、収益力の回復に努め、法令に基づく安定した配当を行えるよう取組むとともに、優先出資の返済を目指して参ります。

第7 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針

① ガバナンス体制

当信用組合では、重要な経営上の意思決定機関として、常勤理事5名と非常勤理事4名で構成する理事会を設置しているほか、常勤理事のみによる常務会において日常的な業務執行を担っております。

理事会では、「内部統制基本方針」や、これに基づく「法令等遵守基本方針」、「顧客保護等管理方針」及び「統合的リスク管理方針」を制定し、その重要性をあらゆる機会を通じて全役職員に対して周知徹底することで、透明性のある業務運営と、適切な経営管理態勢の確保に努めております。

今後におきましても、基本方針等に沿って、業務の健全かつ適切な運営の確保に努めて参ります。

② 内部統制基本方針に基づく監査

当信用組合では、内部監査部署である検査部を理事長直轄の組織とし、その独立性を確保しております。

検査部は、「内部統制基本方針」に基づく監査を通じて、各部店における内部管理態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢及びリスク管理態勢の有効性を評価し、問題点の発見・指導に留まらず、改善方法にまで踏み込んだ提言を行っております。

今後におきましても、基本方針に沿った内部監査を実施するとともに、必要に応じて内部監査態勢の改善を図って参ります。

③ 強化計画の進捗管理

強化計画につきましては、経営改善支援委員会が一元的に管理を行い、その状況を常務会に報告するとともに、常務会は、進捗状況の確認と施策の検証を実施し、計画に掲げる取組みが捗々しくない場合には、経営改善支援委員会に対し、原因究明と改善策の検討・策定などを指示して参ります。

さらに常務会は、理事会に対し、上記計画の進捗や検討・指示事項を報告し、牽制機能の強化に努めて参ります。

(2) 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針

① 内部監査体制

当信用組合では、理事の業務執行の適切性を確保するために監事を選任しており、各種会議や理事会に出席するとともに、必要な所見を述べております。さらに、監事会の開催のほか、当信用組合の内部管理部門である検査部と連携し、業務執行の適切性の検証と、理事会への検証結果の報告を行っております。

なお、検査部につきましては、他部門との利益相反関係の遮断と独立性の確保の観点から理事長直轄としており、当信用組合内の内部管理態勢等を監査し、また業務執行上の問題点にかかる改善の提言を行っております。

さらに、当信用組合ではコンプライアンス醸成の重要性を十分認識していることから、理事会や店長会議において常時コンプライアンスを議題とした研修等を実施することで、理事同士並びに管理職の善管注意義務や監視義務等の意識の徹底を図っております。

今後におきましても、基本方針に沿った内部監査を実施するとともに、必要に応じて内部監査態勢の改善を図って参ります。

② 外部監査体制

強化計画の進捗状況の管理・監督、経営戦略や基本方針についての客観的な立場からの評価・助言を受け、経営の客観性・透明性を高めるため、信用組合業界の系統中央金融機関である全信組連の経営指導を定期的に受けるとともに、原則として毎年、監査機構監査を受けることとしております。

さらに、経営全般の業務運営の健全性確保のために、将来的な強化計画の実施状況確認も含め、新日本有限責任監査法人における定例監査を受けることとしております。

(3) 与信リスクの管理及び市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況並びにこれらに対する今後の方針

① 信用リスク管理

信用組合は、相互扶助をモットーとする非営利組織であり、その設立の趣旨においても、地域の中小規模事業者及び個人同士等の資金融通を由来としております。

このため、法令上も、お取引の出来るお客様について制限が付されているなど、

その特性は際立っており、中小規模事業者や個人に対する最後の貸し手、いわゆる「ラストリゾート」として地域の金融機能を支えて参りました。

従いまして、お客様につきましては、概して事業規模等が中・小規模であり、大規模事業者に比して、財務基盤や経営環境に対する変化等に本来的に脆弱な傾向が見受けられます。

こういった傾向を受け、当信用組合では、お客様との融資にかかる基本方針であるクレジットポリシーを制定し、これを具体化した「信用リスク基本方針」や「信用リスク管理規定」に基づく与信管理の徹底や審査態勢の充実、モニタリング等により、信用リスクの軽減を図っております。

具体的には、信用リスク管理システム、担保不動産評価管理システムを基にした厳格な審査の実践や「大口与信先」「延滞債権等の管理債権先」など常時管理する先を抽出した月次債権管理などを行っております。

今後におきましても、引き続き基本方針等に沿った運用を図り、信用リスク管理の徹底に努めて参ります。

② 市場リスク管理

当信用組合では、市場リスクの適切な管理と検証を行っていくため、「統合的リスク管理方針」並びに「リスク管理方針」さらには「市場リスク管理規定」を定めております。

また、上記管理方針に基づき、年度毎に余裕資金運用方針・計画を策定するとともに、国債・地方債等の安全性の高い債券を中心に運用しております。

市場リスク管理態勢につきましては、リスク管理部署によるモニタリングを実施し、その結果を、ALM委員会を通じて定期的に常務会へ報告することで、経営陣が適切に評価・判断できる体制を整えております。

加えて、マーケット環境の変化により時価が大きく変動した場合への備えとして、各種アラームポイントやロスカットルールを設けております。

今後におきましても、引き続き管理方針等に沿った運用を図り、市場リスク管理の徹底に努めて参ります。

③ 流動性リスク管理

当信用組合では、直面する流動性リスクを適切に管理していくための方針・規定を制定しており、月3回定期的に資金の動きをモニタリングする体制としております。

これにより、資金面で重大な動きがある場合は速やかに担当理事を通じて常務会に報告するなど迅速な対応をとることが可能となり、資金繰りの安定化が図られております。

なお、東日本大震災後の流動性預金の動向につきましては、震災に伴う保険金の支払いや原発事故に対する賠償金の一部支払い等により増加傾向となっておりますが、今後、震災からの復興の動きが顕著となるに伴い、漸減すると考えております。このため、預金の減少を想定した資金運用により、流動性の確保を最

優先に対応して参ります。

④ オペレーショナル・リスク管理

当信用組合では、オペレーショナル・リスクの総合的な管理の重要性に鑑み、事務・システム・法務などの各種リスクに分類のうえ、各種リスクの特性や統制の有効性などに応じた個別の管理を行っていくことにより、全体のリスク管理の適正性を確保しながら、当該リスクの発生防止と発生時における想定損失額を極小化することで、お客様からの信用・信頼を高め、経営の維持・安定を図っております。

具体的には、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク及び風評リスクに特定し、各リスクについて、所管部署を定めております。所管部署は、各種方針、規定、マニュアルを遵守させる取組みを強化しており、リスクの極小化及びリスクの顕在化の未然防止に努めております。

さらに、事務リスクの未然防止における対応といたしまして、全ての事務ミスに関して発生原因の分析を行い、常務会へ定期的に報告するとともに、全部店に周知することで、類似事案の再発防止と注意喚起を行っております。

今後におきましても、引き続き管理方針等に沿った管理を図り、オペレーショナル・リスク管理の徹底に努めて参ります。

⑤ 情報開示の充実

当信用組合は地域密着型の金融機関として、地域の住民であるお客様や組合員の皆様に対し、当信用組合への理解を深めていただき、また、経営の透明性を確保するためにも、迅速かつ充実した経営情報を開示し、日々、積極的な営業活動に前向きに取り組んでおります。

今後とも、従来と同様、ディスクロージャー誌については、決算期ごとに法令で定められた開示内容以外に、経営理念、リスク管理態勢、コンプライアンス管理態勢の状況をはじめ、震災からの復興状況や、地域経済への貢献に関する情報等を分かりやすく伝えられるように作成し、窓口に備え置くほか、当信用組合のホームページ上でも公開いたします。

また、9月期においても経営内容に関するミニディスクロージャー誌を作成し、ディスクロージャー誌と同様の方法で開示しております。

今後におきましても、当信用組合への理解を深めていただくとともに、経営の透明性を確保するためにも、お客様に判りやすい開示を行って参ります。

内閣府令附則第18条第1項第2号に掲げる書類

- 最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等、当該貸借対照表等の作成の日における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

第 60 期 (平成 23 年 3 月 31 日現在) 貸借対照表

平成 23 年 4 月 22 日 作成
平成 23 年 6 月 14 日 備付

住 所 福島県相馬市中村字大町 6 9 番地
信用組合名 相 双 信 用 組 合
理事(組合)長 庄 子 勇 雄 合 印

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金	2,795,352 千円	預金	46,397,430 千円
預り金	10,802,957	当座預金	87,282
有価証券	11,232,306	普通預金	11,540,872
国債	3,033,050	貯蓄預金	16,080
地方債	101,240	通知預金	6,262
株式	2,000,269	定期預金	29,919,800
その他の証券	10,710	定期積金	4,781,822
貸出金	6,087,036	その他の預金	45,309
形付付越	26,918,293	借入金	1,700,000
手貸貸付	10,318	借入	1,700,000
引形書座	427,185	その他の負債	160,765
その他の資産	25,611,873	未決済為替	16,404
未決済為替	868,915	未払費用	71,738
信組連出資	821,266	未給付人税	21,202
未払収入	1,808	未払法人税	1,731
その他の資産	620,400	戻未済金	8,409
有形固定資産	78	融派生商債	22,096
建物	117,287	リース負債	10,765
土地	81,691	その他の負債	3,297
リース資産	274,825	賞与引当金	5,120
その他の有形固定資産	98,901	退職給付引当金	9,397
ソフトウェア	148,543	退職慰勞引当金	22,040
その他の無形固定資産	3,297	その他の引当金	44,555
負債	24,083	債権の部の合計	26,385
倒引当金	1,679	純資産の部	48,901
(うち個別貸倒引当金)	98	普通出資	48,409,476
	1,581	利益剰余金	431,016
	48,901	利益準備金	431,016
	△ 1,251,406	その他の利益剰余金	2,919,592
	(△ 1,088,846)	特別積立金	448,874
		(うち経営安定化特別積立金)	2,470,717
		(システム対応特別積立金)	2,416,000
		当期未処分剰余金	750,000
		組合員勘定合計	30,000
		その他の有価証券評価差額金	54,717
		評価・換算差額等合計	3,350,608
		純資産の部合計	△ 115,909
			△ 115,909
			3,234,698
資産の部合計	51,644,175	負債及び純資産の部合計	51,644,175

貸借対照表の注記

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。尚、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|---------|
| 建物 | 30年～47年 |
| その他有形固定資産 | 3年～20年 |
5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。なお、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びその後東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故の影響により、被災地の債務者の一部について連絡が一時的にとれないこと及び原子力発電所の半径20km圏内に設定された警戒区域内への立入が禁止されていることから、当該債務者の実態把握又は担保物件の実査・再評価が一時的に困難となっております。そのような債務者に対する債権につきましては、事業年度末までに把握している債務者の情報及び担保評価に基づいて自己査定を行い、引当てております。
8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、簡便法により必要額を計上しております。なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成22年3月31日現在）
- | | |
|----------------|------------|
| 年金資産の額 | 301,976百万円 |
| 年金財政計算上の給付債務の額 | 338,625百万円 |
| 差引額 | △36,648百万円 |
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）
0.424%
- (3) 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高16,623百万円及び繰越不足金20,024百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間10年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金8百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記（２）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を引当てております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。なお、貸借対照表においてはその他の引当金に計上しております。
12. 偶発損失引当金は信用保証協会の貸出取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。なお、貸借対照表においてはその他の引当金に計上しております。
13. 災害損失引当金は、東日本大震災により被災した資産の原状回復費用及び撤去費用等に備えるため、翌事業年度に発生が見込まれる費用の見積額を計上しております。なお、貸借対照表においてはその他の引当金に計上しております。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
15. 貸出金のうち、破綻先債権額は62百万円、延滞債権額は3,294百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込が無いものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
16. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は24百万円あります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
17. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は115百万円あります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。
18. 破綻先債権額、延滞債権額及び3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,497百万円あります。
なお、15. から18. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
19. 有形固定資産の減価償却累計額 864百万円
20. 理事及び監事に対する金銭債権総額 81百万円
21. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
 - ①預け金（定期預金）700百万円 為替決済取引の担保
 - ②預け金（定期預金）1百万円 公金取扱及び日本銀行歳入復代理店取引の担保
 - ③保障基金として預け金（定期預金）235百万円を全国信用協同組合連合会に積立てております。
 - ④担保に供している資産 預け金（定期預金）2,200百万円
担保資産に対応する債務借入金 1,700百万円
22. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は10百万円あります。
23. 出資1口当たりの純資産額は3,569円42銭です。
24. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リ

スクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、信用リスク管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部及び管理部により行われ、また、定期的に常勤理事による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、検査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会に於いて分析・検討内容を常務会に報告し、常務会に於いて決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ベースで常務会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、常務会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

当組合で保有している株式は、出資目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総合企画部を通じ、理事会、常務会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iii) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行を常務会の承認の下実施されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」及び「借入金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当組合のVaRはモンテカルロ法（保有期間63日、信頼区間99%、観測期間2年）、GPS法（保有期間63日、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しており、平成23年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当組合の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で673百万円です。

なお、当組合では、VaRによる市場リスク計測の有効性を確認するため、全国信用協同組合連合会より提供されるボラティリティデータによりテストを実施しております。但し、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金及び借入金については、簡便な計

算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金	10,802	10,816	13
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	6,186	5,639	△547
その他有価証券	5,035	5,035	—
(3) 貸出金（*1）	26,918		
貸倒引当金（*2）	△1,251		
	25,666	28,032	2,366
金融資産計	47,691	49,523	1,832
(1) 預金積金	46,397	46,234	△162
(2) 借入金	1,700	1,700	—
金融負債計	48,097	47,934	△162
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(10)	(10)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(10)	(10)	—

（*1）貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*3）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

（1）預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

（2）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26に記載しております。

（3）貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（LIBOR, SWAP等）で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

（1）預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみ

なしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(LIBOR, SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利先物、金利オプション、金利スワップ等)、通貨関連取引(通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等)、債券関連取引(債券先物、債券先物オプション等)であり、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	10
組合出資金(*2)	620
合 計	631

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

2.6. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

これらには、「国債」「地方債」「社債」「その他の証券」があります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	-	-	-
地方債	-	-	-
社 債	696	724	28
その他	999	1,024	25
小 計	1,695	1,749	53

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	-	-	-
地方債	-	-	-
社 債	185	177	▲8
その他	4,304	3,712	▲592
小 計	4,490	3,889	▲600
合 計	6,186	5,639	▲547

注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
国 債	2,034	1,999	35
地方債	101	99	1
社 債	1,117	1,099	17
その他	-	-	-
小 計	3,254	3,199	54

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
国 債	998	1,003	▲5
地方債	-	-	-
社 債	-	-	-
その他	782	948	▲166
小 計	1,781	1,951	▲170
合 計	5,035	5,151	▲115

注) 貸借対照表計上額は当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(5) 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価格	売却益	売却損
975百万円	45百万円	—百万円

(6) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

27. その他有価証券及び満期保有目的の債券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	404	884	812	3,033
国 債	-	-	-	3,033
地 方 債	101	-	-	-
社 債	303	884	812	-
そ の 他	900	175	500	4,511
合 計	1,305	1,059	1,312	7,544

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、5,121百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが4,919百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額することができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	348百万円
繰越欠損金	57
減価償却費	24
その他	75
繰延税金資産小計	506
評価性引当額	△506
繰延税金資産合計	—
繰延税金資産(負債)の純額	—百万円

30. (会計方針の変更)

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

なお、これによる計算書類への影響はありません。

第60期 [平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで] 損益計算書

平成23年4月22日 作成
平成23年6月14日 備付

住所 福島県相馬市中村字大町69番地
信用組合名 相馬信用組合
理事長(組合)長 庄 子 勇 雄 印

科 目	金額	金額
経常収入		1,177,789 千円
貸預有金	1,064,318	
貸預有金	771,281	
貸預有金	42,227	
貸預有金	225,993	
貸預有金	24,816	
貸預有金	46,160	
貸預有金	21,122	
貸預有金	25,038	
貸預有金	57,005	
貸預有金	45,906	
貸預有金	8,750	
貸預有金	2,348	
貸預有金	10,303	
貸預有金	10,303	
経常費用		993,296
貸預有金	64,919	
貸預有金	53,452	
貸預有金	10,837	
貸預有金	629	
貸預有金	101,160	
貸預有金	10,320	
貸預有金	90,839	
貸預有金	0	
貸預有金	0	
貸預有金	798,968	
貸預有金	501,498	
貸預有金	287,808	
貸預有金	9,661	
貸預有金	28,248	
貸預有金	4,665	
貸預有金	22,138	
貸預有金	800	
貸預有金	644	
経常利益		184,492
特別損失		2,281
特別損失	1,098	
特別損失	1,182	
特別損失	269	
特別損失	2,797	
特別損失	74,316	
経常利益		77,383
法人税		109,390
法人税		1,163
法人税		90,405
法人税		91,568
法人税		17,822
法人税		36,895
法人税		54,717
当期純利益		17,822
繰上利益剰余金		36,895
繰下利益剰余金		54,717

損益計算書の注記

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資 一口当たりの当期純利益 19円75銭
3. その他の経常収益の主なものは、保険金受取額7,189千円であります。
4. 当事業年度において営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下により投資額の回収が見込めなくなった資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当事業年度減少額2,797千円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(千円)
南相馬市	営業用店舗	その他の有形固定資産、 その他の無形固定資産	2,797

減損損失の主な内訳は次のとおりです。

その他有形固定資産	2,542千円
その他無形固定資産	254
合計	2,797

当組合は事業用資産について事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。回収可能価額は、使用価値または正味売却価額によっておりますが、上記の資産は将来のキャッシュ・フロー又は処分による回収が見込めないため備忘価額により評価しております。

5. 災害損失は東日本大震災に係るものであり、合理的な見積額により計上しております。その主な内訳は以下のとおりであります。

貸倒引当金繰入額	50,269千円
災害損失引当金繰入額	16,895
有形固定資産等の滅失に伴う損失	3,931
有形固定資産の原状回復費用等	2,629
見舞金支出額	590
合計	74,316

剰余金処分計算書

平成22年 4月 1日から

第60期

平成23年 3月31日まで

相双信用組合

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	54,717,634
これを次のとおり処分します	
出 資 に 対 す る 配 当 金	13,472,329
次 期 繰 越 金	41,245,305

(注)

①今期末処分剰余金(54,717,634円)は、前期繰越金36,895,442円+当期純利益17,822,192円。

②出資金に対する配当金は、年3%の割合。

第7表 単体自己資本比率
相双信用組合

平成23年3月31日
(単位：千円)

項目	23年3月末	22年3月末	項目	23年3月末	22年3月末
(自 己 資 本)			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	-	-
出 資 金	431,016	448,874	告示第14条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	-	-
非 累 積 的 永 久 優 先 出 資	-	-	告示第14条第1項第4号及び第5号に掲げるもの及びこれらに準ずるもの	-	-
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	-	-	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	-	-
資 本 準 備 金	-	-	内部格付手法採用組合において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	-	-
そ の 他 資 本 剰 余 金	-	-	PD/LGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額	-	-
利 益 準 備 金	448,874	448,874	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第223条を準用する場合を含む。)	-	-
特 別 積 立 金	2,416,000	2,416,000	控 除 項 目 不 算 入 額 (△)	-	-
次 期 繰 越 金	41,245	36,895	(控 除 項 目) 計 (D)	-	-
そ の 他	-	-	自 己 資 本 額 (C) - (D) (E)	3,494,397	3,454,592
自 己 優 先 出 資 (△)	-	-	(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)		
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	-	-	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	23,225,591	21,774,200
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損 (△)	-	-	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	48,901	51,878
営 業 権 相 当 額 (△)	-	-	オ ペ レ ー シ ョ ナ ル ・ リ ス ク 相 当 額 を 8 % で 除 し て 得 た 額	1,887,450	1,947,925
の れ ん 相 当 額 (△)	-	-	信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト 調 整 額	-	-
企 業 結 合 に よ り 計 上 さ れ る 無 形 固 定 資 産 相 当 額 (△)	-	-	オ ペ レ ー シ ョ ナ ル ・ リ ス ク 相 当 額 調 整 額	-	-
証 券 化 取 引 に よ り 増 加 し た 自 己 資 本 に 相 当 す る 額 (△)	-	-	リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 (F)	25,161,942	23,774,003
内 部 格 付 手 法 採 用 組 合 に お い て 、 期 待 損 失 額 が 適 格 引 当 金 を 上 回 る 額 の 50 % 相 当 額 (△)	-	-			
[基 本 的 項 目] 計 (A)	3,337,135	3,350,643			
土 地 の 再 評 価 額 と 再 評 価 の 直 前 の 帳 簿 価 額 の 差 額 の 45 % 相 当 額	-	-			
一 般 貸 倒 引 当 金	162,560	103,949			
内 部 格 付 手 法 採 用 組 合 に お い て 、 適 格 引 当 金 が 期 待 損 失 額 を 上 回 る 額	-	-			
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	-	-			
告示第14条第1項第3号に掲げるもの	-	-	※補完定項目：一般貸倒引当金算入限度 = (F) × 0.625% = 157,262		
告示第14条第1項第4号及び第5号に掲げるもの	-	-			
補 完 的 項 目 不 算 入 額 (△)	5,298	-			
[補 完 的 項 目] 計 (B)	157,262	103,949	T i e r 1 比 率 (A / F)	13.26 %	14.09 %
自 己 資 本 総 額 (A) + (B) (C)	3,494,397	3,454,592	自 己 資 本 比 率 (E / F)	13.88 %	14.53 %

- (注) 1. 本表には、協同組合による金融事業に関する法律第6条1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号。本表において「告示」という。)に基づき算出した数値を記載すること。
2. 「単体自己資本比率」とは、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第3号ロに規定する単体自己資本比率をいう。
3. 「その他有価証券の評価差損(△)」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。ただし、平成24年3月31日までの間は、平成20年金融庁告示第79号に基づく特例に従い、当該金額の記載を要しない。なお、特例を考慮しない場合の金額は次のとおり。
115,909千円
4. 本表において各種「不算入額(△)」を含む項目については、当該項目の構成項目は算入制限・除外規定等適用前の金額(グロス)を記載すること。
5. 「企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)」欄は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限り記載すること。
6. 「内部格付手法採用組合において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)」欄については、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る額が正の値である場合に限り記載すること。
7. 「内部格付手法採用組合において、適格引当金が期待損失額を上回る額」欄は、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額を記載すること。但し、告示第126条第1号に定める額の0.3%を限度とする。
8. 「[補完的項目]計(B)」欄には、「自己資本総額(A)+(B)(C)」欄に算入した金額を記載すること。「(控除項目)計(D)」欄には、「控除項目不算入額(△)」欄を除いた金額を記載すること。
9. 補完的項目に算入できる一般貸倒引当金の額は、自己資本比率の算式の分母(内部格付手法採用組合にあっては、当該分母のうち「信用リスク・アセットの額の合計額」については、標準的手法を適用する部分につき当該手法により算出した額の合計額とする。)の0.625%を限度とする。
10. 「告示第14条第1項第4号及び第5号に掲げるもの」欄については、累積的な減価後の計数であり、基本的項目の50%を超過している分を含む金額を記載すること。
11. 土地の再評価に関する法律の規定に基づき再評価した対象資産の時価が再評価後の帳簿価額を下回っている場合、その額は、次のとおり。
-千円
12. 信用リスクに関する記載：(標準的手法採用組合=1、基礎的内部格付手法採用組合=2、先進的内部格付手法採用組合=3)
-
13. オペレーショナル・リスクに関する記載：(基礎的手法を使用=1、粗利益配分手法を使用=2、先進的計測手法を使用=3)
-

計表ID	FN103	Ver.201003
基準日(西暦年/月)	2011	11
金融機関コード	2095	
金融機関名	相双信用組合	
担当部署	総合企画部経理課	

別紙様式1-1

都道府県名	福島県
-------	-----

日計表
(平成23年11月末現在)

(単位:円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	444,217,794	預 金 積 金	47,508,199,078
現 金	444,217,794	当 座 預 金	109,241,670
(うち小切手・手形)	(1,247,652)	普 通 預 金	16,323,460,161
外 国 通 貨	0	貯 蓄 預 金	14,232,596
金	0	通 知 預 金	81,117,500
預 け 金	17,176,442,232	別 段 預 金	105,992,036
預 け 金	17,176,442,232	納 税 準 備 預 金	51,498,869
(うち全信組連預け金)	(15,808,092,653)	[小計]	16,685,542,832
譲 渡 性 預 け 金	0	定 期 預 金	27,186,071,246
買 入 手 形	0	定 期 積 金	3,636,585,000
コ ー ル ロ ー ン	0	[小計]	30,822,656,246
買 現 先 勤 定	0	非 居 住 者 円 預 金	0
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	0	外 貨 預 金	0
買 入 金 銭 債 権	0	[小計]	0
金 銭 の 信 託	0	譲 渡 性 預 金	0
商 品 有 価 証 券	0	借 用 金	3,000,000,000
商 品 国 債	0	借 入 金	3,000,000,000
商 品 地 方 債	0	当 座 借 越	0
商 品 政 府 保 証 債	0	再 割 引 手 形	0
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券	0	売 渡 手 形	0
有 価 証 券	10,849,097,450	コ ー ル マ ネ ー	0
国 債	3,002,638,448	売 現 先 勤 定	0
地 方 債	99,997,056	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	0
短 期 社 債	0	コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	0
社 債	1,982,288,609	外 国 為 替	0
(公 社 公 団 債)	(0)	外 国 他 店 預 り	0
(金 融 債)	(0)	外 国 他 店 借	0
(そ の 他 社 債)	(1,982,288,609)	売 渡 外 国 為 替	0
株 式	10,710,000	未 払 外 国 為 替	0
貸 付 信 託	0	そ の 他 負 債	118,997,254
投 資 信 託	0	未 決 済 為 替 借	11,966,710
外 国 証 券	5,753,157,337	未 払 費 用	69,287,094
そ の 他 の 証 券	306,000	給 付 補 て ん 備 金	20,707,156
貸 出 金	25,819,664,588	未 払 法 人 税 等	814,920
(うち金融機関貸付金)	(0)	前 受 収 益	0
割 引 手 形	14,094,906	未 払 諸 税	1,300,995
手 形 貸 付	349,629,418	未 払 配 当 金	131,540
証 書 貸 付	24,851,791,874	払 戻 未 済 金	0
当 座 貸 越	604,148,390	払 戻 未 済 持 分	0
外 国 為 替	0	旧 全 国 信 組 不 動 産 未 払 割 賦 金	0
外 国 他 店 預 け	0	厚 生 年 金 基 金 未 払 割 賦 金	0
外 国 他 店 貸	0	職 員 預 り 金	0
買 入 外 国 為 替	0	先 物 取 引 受 入 証 拠 金	0
取 立 外 国 為 替	0	先 物 取 引 差 金 勘 定	0
そ の 他 資 産	817,706,985	借 入 商 品 債 券	0
未 決 済 為 替 貸	2,929,525	借 入 有 価 証 券	0
全 信 組 連 出 資 金	620,400,000	売 付 商 品 債 券	0
そ の 他 出 資 金	660,000	売 付 債 券	0
前 払 費 用	0	金 融 派 生 商 品	10,765,824
未 収 収 益	117,227,896	リ ー ス 債 務	2,321,984
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	0	資 産 除 去 債 務	1,202,626
先 物 取 引 差 金 勘 定	0	未 払 送 金 為 替	0
保 管 有 価 証 券 等	0	仮 受 金	30,505
金 融 派 生 商 品	0	そ の 他 の 負 債	467,900
仮 払 金	8,341,992	本 支 店 勘 定	0
そ の 他 の 資 産	68,147,572	代 理 業 務 勘 定	383,552
本 支 店 勘 定	0	賞 与 引 当 金	9,397,547
有 形 固 定 資 産	312,999,553	役 員 賞 与 引 当 金	0
建 物	119,118,554	退 職 給 付 引 当 金	22,040,773
土 地	148,543,085	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	44,555,385
リ ー ス 資 産	2,757,356	そ の 他 の 引 当 金	9,960,463
建 設 仮 勘 定	0	特 別 法 上 の 引 当 金	0
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	42,580,558	繰 延 税 金 負 債	0
無 形 固 定 資 産	2,625,575	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	0
ソ フ ト ウ ェ ア	321,161	債 務 保 証	33,901,840
の れ ん	0	負 債 債 計	50,747,435,892
リ ー ス 資 産	0	純 資 産	3,341,293,305
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	2,304,414	出 資 金	435,173,500
繰 延 税 金 資 産	0	普 通 出 資 金	435,173,500
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	0	優 先 出 資 金	0
債 務 保 証 見 返 金	33,901,840	優 先 出 資 申 込 証 拠 金	0
貸 倒 引 当 金	△ 1,251,406,964	資 本 剰 余 金	0
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,088,846,960)	資 本 準 備 金	0
そ の 他 の 引 当 金	0	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
		利 益 剰 余 金	2,906,119,805
		利 益 準 備 金	448,874,500
		そ の 他 利 益 剰 余 金	2,457,245,305
		特 別 積 立 金	2,416,000,000
		(うち目的積立金)	(780,000,000)
		繰 越 金	41,245,305
		未 処 分 剰 余 金	0
		自 己 優 先 出 資	0
		自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	0
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	0
		負 債 及 び 純 資 産 計	54,088,729,197
		期 中 損 益	116,519,856
合 計	54,205,249,053	期 中 損 益 計	54,205,249,053

店舗数(店舗)	8
(うち本・支店(店舗))	8
(うち出張所(店舗))	0
出資口数(口)	870,347
組合員数(人)	12,895

常勤役員数(人)	76
(うち役員(人))	6
(うち男子職員(人))	54
(うち女子職員(人))	16



計表ID	FN104	Ver.201003
基準日(西暦年/月)	2011	11
金融機関コード	2095	
金融機関名	相双信用組合	
担当部署	総合企画部経理課	

別紙様式1-2

都道府県名	福島県
-------	-----

日計表
(平成23年11月中平残)

(単位:円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	454,654,725	預 金	47,448,299,284
現 金	454,654,725	当 座 預 金	111,383,746
(うち小切手・手形)	(1,012,257)	普 通 預 金	16,215,173,249
外 国 通 貨	0	貯 蓄 預 金	13,968,153
金	0	通 知 預 金	52,599,166
預 け 金	16,584,916,183	別 段 預 金	63,378,475
預 け 金	16,584,916,183	納 税 準 備 預 金	52,992,601
(うち全信組連預け金)	(15,216,815,578)	[小計]	16,509,495,390
譲 渡 性 預 け 金	0	定 期 預 金	27,288,012,814
買 入 手 形	0	定 期 積 金	3,650,791,080
コ ー ル 口 ン	0	[小計]	30,938,803,894
買 入 先 勤 定	0	非 居 住 者 円 預 金	0
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	0	外 貨 預 金	0
買 入 金 銭 債 権	0	[小計]	0
金 銭 の 信 託	0	譲 渡 性 預 金	0
商 品 有 価 証 券	0	借 用 金	3,000,000,000
商 品 国 債	0	借 入 金	3,000,000,000
商 品 地 方 債	0	当 座 借 越	0
商 品 政 府 保 証 債	0	再 割 引 手 形	0
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券	0	売 渡 手 形	0
有 価 証 券	11,331,625,235	コ ー ル マ ネ ー	0
国 債	3,002,638,448	売 現 先 勤 定	0
地 方 債	99,997,056	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	0
短 期 社 債	0	コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	0
社 債	1,982,288,609	外 国 為 替	0
(公 社 公 団 債)	(0)	外 国 他 店 預 り	0
(金 融 債)	(0)	外 国 他 店 借 越	0
(そ の 他 社 債)	(1,982,288,609)	売 渡 外 国 為 替	0
株 式	10,710,000	未 払 外 国 為 替	0
貸 付 信 託	0	そ の 他 の 負 債	118,216,619
投 資 信 託	0	未 決 済 為 替 借 用	12,059,702
外 国 証 券	6,235,685,122	未 払 費 用	69,287,094
そ の 他 の 証 券	306,000	給 付 補 て ん 備 金	20,477,940
貸 出 金	25,834,573,134	未 払 法 人 税 等	894,000
(うち金融機関貸付金)	(0)	前 受 収 益	0
割 引 手 形	12,139,315	未 払 諸 税	1,607,342
手 形 貸 付	383,726,084	未 払 配 当 金	131,540
証 書 貸 付	24,830,169,593	払 戻 未 済 金	0
当 座 貸 越	608,538,142	払 戻 未 済 持 分	0
外 国 為 替	0	旧 全 国 信 組 不 動 産 未 払 割 賦 金	0
外 国 他 店 預 け	0	厚 生 年 金 基 金 未 払 割 賦 金	0
外 国 他 店 貸	0	職 員 預 り 金	0
買 入 外 国 為 替	0	先 物 取 引 受 入 証 拠 金	0
取 立 外 国 為 替	0	先 物 取 引 差 金 勘 定	0
そ の 他 の 資 産	817,489,162	借 入 商 品 債 券	0
未 決 済 為 替 貸	2,307,045	借 入 有 価 証 券	0
全 信 組 連 出 資 金	620,400,000	売 付 商 品 債 券	0
そ の 他 の 出 資 金	660,000	売 付 債 券	0
前 払 費 用	0	金 融 派 生 商 品	10,765,824
未 収 収 益	117,227,896	リ ー ス 債 務	2,380,033
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	0	資 産 除 去 債 務	80,175
先 物 取 引 差 金 勘 定	0	未 払 送 金 為 替	0
保 管 有 価 証 券	0	仮 受	65,069
金 融 派 生 商 品	0	そ の 他 の 負 債	467,900
仮 払 金	8,746,649	本 支 店 勘 定	0
そ の 他 の 資 産	68,147,572	代 理 業 務 勘 定	377,697
本 支 店 勘 定	0	賞 与 引 当 金	9,397,547
有 形 固 定 資 産	311,824,587	役 員 賞 与 引 当 金	0
建 物	117,996,103	退 職 給 付 引 当 金	22,040,773
土 地	148,543,085	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	44,555,385
リ ー ス 資 産	2,380,033	そ の 他 の 引 当 金	9,960,463
建 設 仮 勘 定	0	特 別 法 上 の 引 当 金	0
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	42,905,366	繰 延 税 金 負 債	0
無 形 固 定 資 産	2,625,575	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	0
ソ フ ト ウ ェ ア	321,161	債 務 保 証	30,830,982
の れ ん	0	負 債 計	50,683,678,750
リ ー ス 資 産	0	純 資 産	3,341,193,255
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	2,304,414	出 資 金	435,073,450
繰 延 税 金 資 産	0	普 通 出 資 金	435,073,450
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	0	優 先 出 資 金	0
債 務 保 証 見 返	30,830,982	優 先 出 資 申 込 証 拠 金	0
貸 倒 引 当 金	△ 1,251,406,964	資 本 剰 余 金	0
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,088,846,960)	資 本 準 備 金	0
そ の 他 の 引 当 金	0	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
		利 益 剰 余 金	2,906,119,805
		利 益 準 備 金	448,874,500
		そ の 他 利 益 剰 余 金	2,457,245,305
		特 別 積 立 金	2,416,000,000
		(うち目的積立金)	(780,000,000)
		繰 越 金	41,245,305
		未 処 分 剰 余 金	0
		自 己 優 先 出 資 金	0
		自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	0
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	0
		負 債 及 び 純 資 産 計	54,024,872,005
		期 中 損 益	92,260,614
合 計	54,117,132,619	合 計	54,117,132,619

--	--

日計表 (平成 23 年 11 月末現在)

(損 益 勘 定)

都道府県名 福島県
組合名 相双信用組合

コード番号 2095

損		失		利		益	
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
預 金 積 金 利 息	33,120,997	貸 出 金 利 息	384,626,460	(うち金融機関貸付金利息)	()		
預 金 利 息	30,645,683	貸 付 金 利 息	384,506,859	手 形 割 引 料	119,601		
給 付 補 て ん 備 金 繰 入 額	2,475,314	預 け 金 利 息	41,952,861	預 け 金 利 息	41,952,861		
讓 渡 性 預 金 利 息		讓 渡 性 預 け 金 利 息					
借 用 金 利 息	186,300	買 入 手 形 利 息					
借 入 金 利 息	186,300	コ ー ル ロ ー ン 利 息					
当 座 借 越 利 息		買 現 先 利 息					
再 割 引 料		債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	132,239,042				
売 渡 手 形 利 息		有 価 証 券 利 息 配 当 金					
コ ー ル マ ネ ー 利 息		金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	24,816,000				
売 現 先 利 息		そ の 他 の 受 入 利 息	24,816,000				
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息		(うち買入金銭債権利息)	()				
コ ー マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー 利 息		(うち出資配当金)	24,816,000				
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息		(うち受入雑利息)	()				
そ の 他 の 支 払 利 息		役 務 取 引 等 収 益	20,546,944				
人 件 費	254,984,583	受 入 為 替 手 数 料	8,137,910				
報 酬 ・ 給 料 ・ 手 当	202,437,581	そ の 他 の 受 入 手 数 料	12,409,034				
退 職 給 付 費 用		そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益					
社 会 保 険 料 等	52,547,002	そ の 他 業 務 収 益	672,707				
物 件 費	167,508,400	外 国 為 替 売 買 益					
事 務 費	75,266,016	外 国 通 貨 売 買 益					
固 定 資 産 費	26,636,037	金 売 買 益					
事 業 費	22,741,938	商 品 有 価 証 券 売 買 益					
人 事 厚 生 費	4,153,559	国 債 等 債 券 売 却 益					
預 金 保 険 料	38,546,000	国 債 等 債 券 償 還 益					
有 形 固 定 資 産 償 却	164,850	有 価 証 券 貸 付 料					
無 形 固 定 資 産 償 却		金 融 派 生 商 品 収 益					
税 金	10,457,800	雑 益	672,707				
(うち法人税、住民税及び事業税)	(5,023,200)	臨 時 収 益	4,173,660				
役 務 取 引 等 費 用	57,077,603	株 式 等 売 却 益					
支 払 為 替 手 数 料	6,902,598	金 銭 の 信 託 運 用 益					
そ の 他 の 支 払 手 数 料	124,967	そ の 他 の 臨 時 収 益	4,173,660				
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	50,050,038	特 別 利 益	45,825,346				
そ の 他 業 務 費 用	6	固 定 資 産 処 分 益					
外 国 為 替 売 買 損		負 の の れ ん 発 生 益					
外 国 通 貨 売 買 損		償 却 債 権 取 立 益	1,608,618				
金 売 買 損		そ の 他 の 特 別 利 益	44,216,728				
商 品 有 価 証 券 売 買 損		引 当 金 取 崩 額 等					
国 債 等 債 券 売 却 損		貸 倒 引 当 金 取 崩 額					
国 債 等 債 券 償 還 損		(うち個別貸倒引当金取崩額)	()				
国 債 等 債 券 償 却		賞 与 引 当 金 取 崩 額					
有 価 証 券 借 入 料		役 員 賞 与 引 当 金 取 崩 額					
金 融 派 生 商 品 費 用		役 員 退 職 慰 労 引 当 金 取 崩 額					
雑 損	6	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 取 崩 額					
臨 時 費 用	10,648,500	そ の 他 の 引 当 金 取 崩 額					
貸 出 金 償 却		目 的 積 立 金 目 的 取 崩 額					
株 式 等 売 却 損		そ の 他					
株 式 等 償 却		法 人 税 等 調 整 額					
金 銭 の 信 託 運 用 損		利 益 計	654,853,020				
そ の 他 資 産 償 却							
退 職 給 付 費 用 (臨 時 分)	1,744,476						
そ の 他 の 臨 時 費 用	8,903,724						
特 別 損 失	4,349,275						
固 定 資 産 処 分 損	745,255						
減 損 損 失							
そ の 他 の 特 別 損 失	3,604,020						
引 当 金 繰 入 額 等							
貸 倒 引 当 金 繰 入 額							
(うち個別貸倒引当金繰入額)	()						
賞 与 引 当 金 繰 入 額							
役 員 賞 与 引 当 金 繰 入 額							
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額							
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額							
そ の 他 の 引 当 金 繰 入 額							
そ の 他							
法 人 税 等 調 整 額							
損 失 計	538,333,164						
期 中 損 益	116,519,856						
合 計	654,853,020						

店舗内現金自動設備	8 店	8 台
(うちCD)	0 店	0 台
(うちATM)	8 店	8 台
店舗外現金自動設備	0 店	0 台
(うちCD)	0 店	0 台
(うちATM)	0 店	0 台